

大隅地域森林計画書

(大隅森林計画区)

計画期間

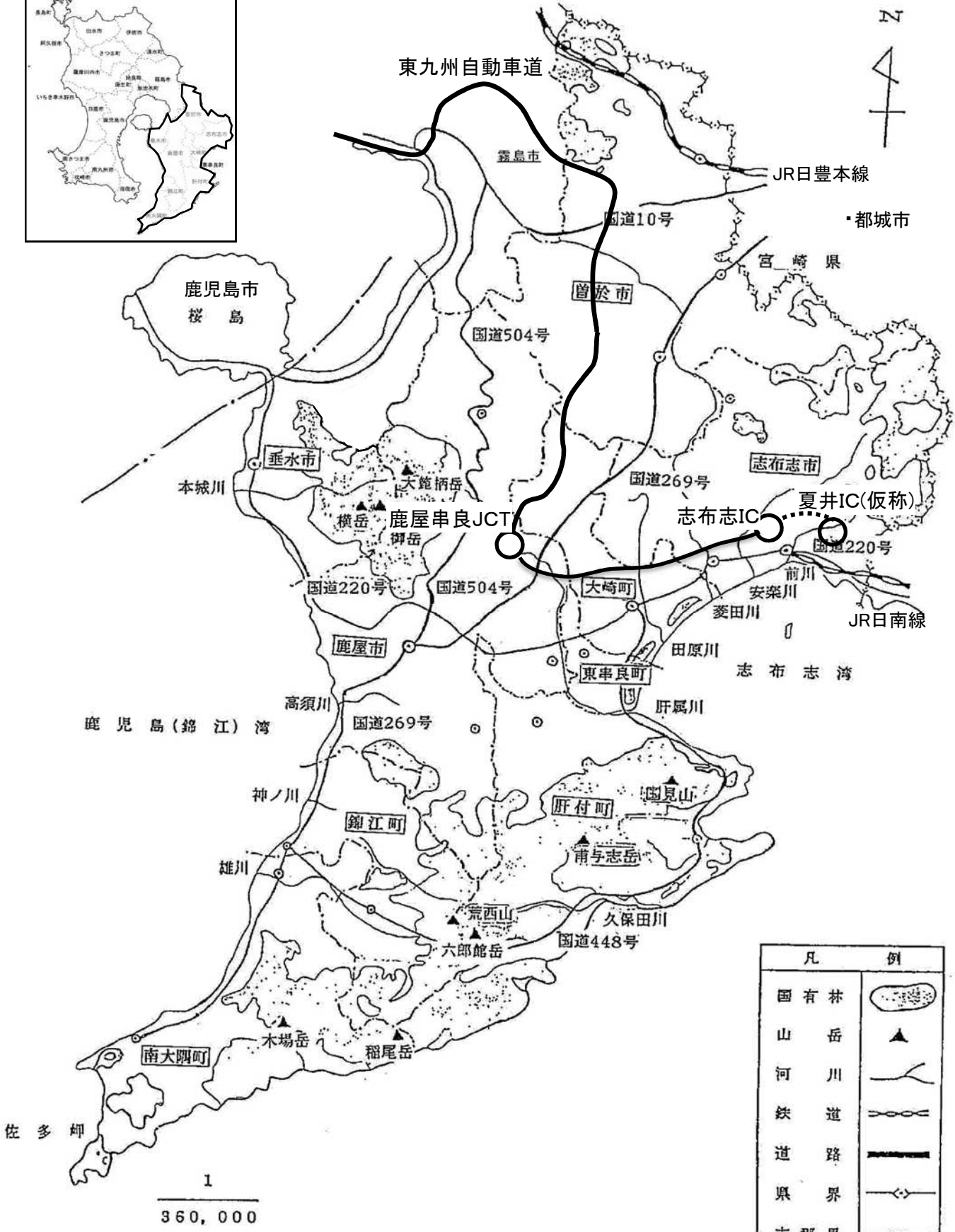
令和 5 年 4 月 1 日

令和 1 5 年 3 月 3 1 日



鹿 児 島 県

大隅森林計画区の位置図



凡	例
国有林	
山岳	
河川	
鉄道	
道路	
県界	
市郡界	
主要都市	

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け	1
(2) 自然的背景	2
(3) 社会的・経済的背景	2
(4) 民有林の概況	3
(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向	7

2 前計画の実行結果の概要及びその評価	9
---------------------	---

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴	11
(2) 計画樹立の基本的な考え方	12

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	14
------------------	----

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	15
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	17

2 その他必要な事項	17
------------	----

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	18
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	19
(3) その他必要な事項	19

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針	20
(2) 天然更新に関する指針	21
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	22
(4) その他必要な事項	22

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	23
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	23
(3) その他必要な事項	24

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	25
--	----

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	28
(3) その他必要な事項	28

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方	29
(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方	30
(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	30
(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	31
(5) 路網の規格・構造について	31
(6) 林産物の搬出方法等	31
(7) その他必要な事項	31

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	32
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	32
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	32
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	33
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	33
(6) その他必要な事項	34

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	35
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	37
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	37
(4) その他必要な事項	37

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針	37
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	37
(3) 治山事業の実施に関する方針	37
(4) 特定保安林の整備に関する事項	37
(5) その他必要な事項	37

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	38
(2) その他必要な事項	38

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	38
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	38
(3) 林野火災の予防の方針	38
(4) その他必要な事項	38
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域の基準	39
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	39
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	40
2 間伐面積（参考）	40
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	40
4 林道の開設及び拡張に関する計画	40
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	44
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	44
(3) 実施すべき治山事業の数量	49
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき 森林施業の方法及び時期	49
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	50
2 その他必要な事項	58

注 本計画書の表において、「0は四捨五入により1に満たない数値」,
「-は数の0（値なし）」の場合に用いている。

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	62
(2) 地況	62
(3) 土地利用の現況	65
(4) 産業別生産額	66
(5) 産業別就業者数	66

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	67
(2) 制限林, 普通林別森林資源表	71
(3) 市町村別森林資源表	73
(4) 所有形態別森林資源表	75
(5) 制限林の種類別面積	77
(6) 樹種別材積表	79
(7) 特定保安林の指定状況	79
(8) 荒廃地等の面積	80
(9) 森林の被害	81
(10) 防火線等の整備状況	81

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数	82
(2) 森林経営計画の認定状況	82
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	83
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	84
(5) 林業事業体等の現況	86
(6) 林業労働力の概況	87
(7) 林業機械化の概況	89
(8) 作業路網等の整備の概況	90

4 林地の異動状況(森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動	91
(2) 森林以外より森林への異動	91

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等	92
(2) 分期別期首資源表	93

6 その他

(1) 持続的伐採可能量	97
(2) 用語の解説	97

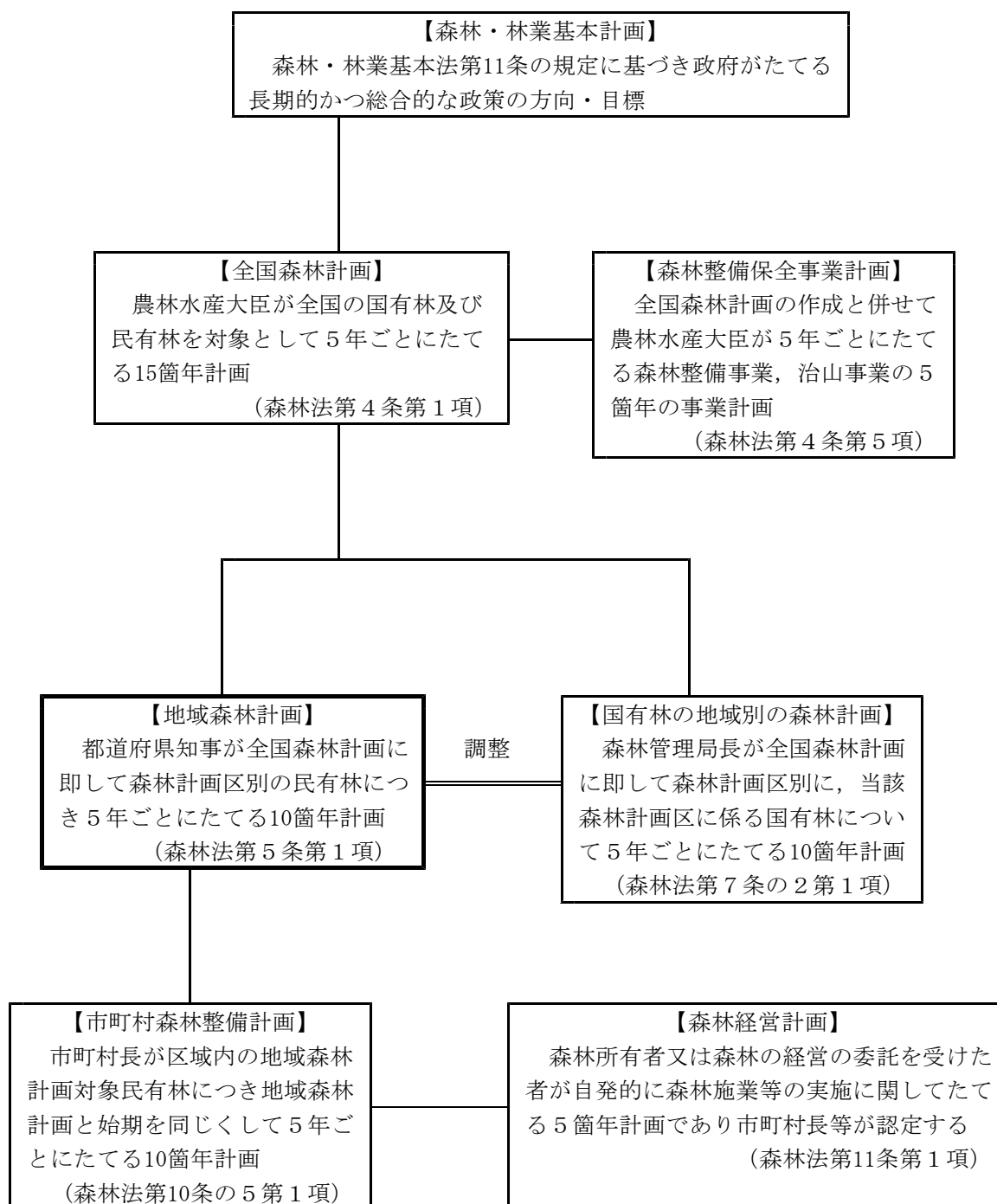
I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が、全国森林計画に即し5年ごとにたてる10年間の計画で、大隅森林計画区の民有林について定めるものであり、計画期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間である。

森林計画制度の体系



(2) 自然的背景

ア 位置及び面積

本計画区は、県東部に位置する大隅半島の最南端から北部にかけて位置し、曾於・肝属地区の4市5町で構成されている。区域面積は、210,402haで、鹿児島県総面積918,708haの23%となっている。

イ 地勢

本計画区の西部には、標高1,236mの大笠柄岳^{おおのがら}を主峰とする高隈山系があり、御岳^{おんたけ}(1,182m)、平岳(1,102m)及び横岳(1,094m)等が連なっている。

中央部には、肝属平野が広がり、北部では概ね台地状の地形を呈している。

東南部には、標高887mの国見山を主峰とする国見山系があり、甫与志岳^{ほよし}(967m)、荒西山(834m)、六郎館岳(754m)、稲尾岳(959m)及び木場岳(891m)等が連なっている。

主な河川は、太平洋に注ぐ肝属川、前川、安楽川、菱田川、田原川及び久保田川等と鹿児島湾に注ぐ本城川、高須川、神ノ川及び雄川等がある。

ウ 地質及び土壌

地質は、北西部に中生代の四万十層群が分布し、南部には新第三紀層に属する花崗岩がみられる。中央部から北部にかけては、火山灰(シラス)に覆われ、各河川の流域には沖積層がみられる。

土壌は、これらの風化生成物と火山灰堆積物が混在している。西部及び南部の山岳地帯には褐色森林土壌が分布し、北部から中央部にかけては、「クロボク」、「アカホヤ」の火山灰土壌に覆われている。

エ 気候

本計画区は、南北に長く、気候には地域的差異が見られる。令和3年の年平均気温及び年間降水量は、輝北で15.6℃、2,934mm、鹿屋で17.9℃、2,595mm、内之浦で17.9℃、3,449mmとなっている。

(3) 社会的・経済的背景

ア 土地利用

総面積は、210,402haであり、そのうち森林面積は、132,474haで森林率は63%である。このうち、民有林(森林法第2条で規定する民有林)は、83,930haで森林面積の63%であり、国有林は48,544haで37%となっている。

農地面積は20,136haで総面積の10%となっている。

イ 人口

人口は、令和2年の国勢調査によると223,828人で、県の総人口1,588,256人の14%を占めている。

また、人口密度は、106人/Km²となっている。(県全体173人/Km²)

ウ 交通

本計画区は、JR日豊本線及びJR日南線のほか、国道10号（曾於市～都城市）、国道220号（垂水市～鹿屋市～志布志市～串間市）、国道269号（南大隅町～鹿屋市～曾於市～都城市）、国道448号（錦江町～肝付町～大崎町）及び国道504号（鹿屋市～霧島市）を幹線として、これに縦横に連絡した県道、市町村道等が陸上交通網を形成している。

現在、東九州自動車道が志布志インターチェンジまで開通しており、その先の夏井インターチェンジ(仮称)間を建設中である。

また、海上交通拠点としては、東京、大阪及び沖縄を結び国の中核国際港湾として位置づけられている志布志港や湾内航路の垂水港等がある。

エ 産業

令和元年度の純生産は8,166億円で、県全体の純生産5兆7,729億円の14%である。

純生産の産業別構成比は、第3次産業67%、第2次産業20%及び第1次産業13%である。

林業の純生産は31.1億円で、第1次産業純生産の3%であり、県全体の林業純生産101.1億円の31%である。

(4) 民有林の概況

ア 民有林の現況

本計画区の地域森林計画対象森林面積は、県全体439,890haの19%に当たる83,902haである。

林種は、人工林47,547ha（57%）、天然林29,362ha（35%）、竹林2,458ha（3%）及びその他4,534ha（5%）となっており、人工林率は県平均の43%と比べて高くなっている。

蓄積は、26,269千 m^3 で、県全体119,281千 m^3 の22%である。また、ha当たりの蓄積は、人工林478 m^3 、天然林121 m^3 で、県平均の人工林466 m^3 、天然林143 m^3 と比較すると、人工林は高く、天然林は低くなっている。

樹種別の面積構成比は、人工林ではスギが76%を占め、次いでヒノキ17%、クヌギ5%及びマツ2%等となっている。

また、天然林ではその他広葉樹97%、クヌギ2%等となっている。

所有形態別の面積構成比は、公有林11%、私有林89%で、公有林の内訳は、県有林27%、市町有林73%である。また、私有林の内訳は、個人有林79%、会社有林5%、学校有林5%、共有林5%及びその他7%となっている。

森林の種類別の構成比は、普通林が82%、制限林が18%となっている。

イ 森林資源の推移

森林資源を前計画と比較すると、面積で42ha増加し、蓄積で515千m³減少している。

単位 面積：ha 蓄積：千m³ 束数：千束

区 分	平成30年		令和5年		前期との対比	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
総 数	83,860	26,784	83,902	26,269	42	△515
針 葉 樹	48,098	23,145	45,070	22,464	△3,028	△681
広 葉 樹	30,172	3,639	31,839	3,805	1,667	166
竹 林	2,431	(757)	2,458	(790)	27	(33)
未立木地等	2,841	-	4,212	-	1,371	-
更新困難地	318	-	322	-	4	-

(注) 1 竹林の蓄積は()書き束数で示し、総数には含まない。

2 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

3 未立木地等には、伐採跡地を含む。

ウ 森林の有する諸機能の状況

森林の有する機能別の森林面積についてみると、水源涵養機能の高度発揮が要請される森林は45,488haで、肝属川をはじめとする各河川の流域に存在している。

山地災害防止機能の高度発揮が要請される森林は59,595haで、市街地、集落周辺に存在している。

生活環境保全機能の高度発揮が要請される森林は1,781haで、海岸地、市街地、集落周辺等にあり、防風、防潮、大気浄化等の機能を発揮している。

保健文化機能の高度発揮が要請される森林は8,705haで、霧島錦江湾国立公園及び日南海岸国定公園並びに照葉樹の森及び市町民の森等を中心に分布している。

木材等生産機能の発揮が要請される森林は56,674haで、高隈山系、国見山系を中心に全域に広がっている。

単位 : ha

区 分	面 積
水 源 涵 養 機 能	45,488
山 地 災 害 防 止 機 能	59,595
生 活 環 境 保 全 機 能	1,781
保 健 文 化 機 能	8,705
木 材 等 生 産 機 能	56,674

(注) 機能別の森林面積は重複している。

エ 保安林の現況

保安林の面積は、本計画区対象森林の11%に当たる8,928haで、種類別にみると水源かん養保安林57%、保健保安林17%、土砂流出防備保安林17%及びその他10%である。

単位 面積：ha 比率：%

区分	水源 かん養	土砂 流出 防備	土砂 崩壊 防備	飛砂 防備	防風	潮害 防備	干害 防備	落石 防止	魚つき	保健	風致	計
面積	6,129	(39) 1,771	(7) 552	156	29	(25) 3	(7) 52	5	192	(1,816) 35	4	(1,894) 8,928
比率	56.6	16.7	5.2	1.4	0.3	0.3	0.5	0.0	1.8	17.1	0.0	100.0

(注) 1 上段の()書きは、記入欄の左側の制限林と重複する面積で、外数である。

2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

3 比率については、重複して保安林を含む面積割合である。

オ 伐採、造林の推移

(ア) 伐採の推移

過去5箇年の民有林の伐採材積は、針葉樹2,665千 m^3 、広葉樹63千 m^3 、計2,728千 m^3 で、年平均は546千 m^3 であり、県全体の41%である。

単位 面積：ha 材積：千 m^3 比率：%

区 分	針 葉 樹				広 葉 樹		計	
	主 伐 面 積	材 積			主 伐 面 積	材 積	主 伐 面 積	材 積
		計	主伐	間伐				
平成29年度	901	543	489	54	48	7	948	550
平成30年度	917	548	498	50	95	14	1,012	562
令和元年度	904	537	491	46	109	16	1,013	553
令和2年度	879	539	494	45	109	16	988	555
令和3年度	797	498	455	43	68	10	865	508
計	4,398	2,665	2,427	238	429	63	4,826	2,728
年平均(A)	880	533	485	48	86	13	965	546
県平均(B)	1,645	1,229	908	321	739	111	2,384	1,340
比率(A/B)	53	43	53	15	12	11	40	41

(注) 1 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

2 主伐面積については、伐採材積及び伐採照査の結果により推計したものである。

資料：森林経営課，かごしま材振興課

(イ) 造林の推移

過去5箇年の造林面積は、再造林1,806ha、拡大造林44ha、計1,850haで、年平均370haで推移しており、県全体の53%である。

単位 面積：ha 比率：%

区 分	造 林 面 積			樹 種 別 面 積			
	総 数	再造林	拡大造林	総 数	スギ	ヒノキ	その他
平成29年度	342	331	11	342	330	0	11
平成30年度	290	280	10	290	280	-	10
令和元年度	286	283	3	286	267	-	20
令和2年度	463	454	9	463	452	-	10
令和3年度	469	458	11	469	455	0	14
計	1,850	1,806	44	1,850	1,784	0	65
年平均(A)	370	361	9	370	357	0	13
県平均(B)	696	663	33	696	632	7	57
比率(A/B)	53	54	27	53	56	0	23

(注) 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

資料：県森林・林業統計（平成30年度～令和2年度）、森林経営課（令和3年度）

カ 林道の整備状況

過去5箇年の林道開設延長は、5,564mで、年平均1,113m開設されており、令和3年度末の総延長は、476,828mとなっている。

また、林道密度は県平均6.7m/haに対し5.7m/haである。

単位 延長：m 密度：m/ha

区 分	林道開設延長	林道密度
平成29年度	845	5.6
平成30年度	1,951	5.7
令和元年度	1,065	5.7
令和2年度	1,397	5.7
令和3年度	306	5.7
計	5,564	—
年平均	1,113	—
現在までの総延長	476,828	—
県全体	2,922,112	6.7

(注) 林道密度の算出に用いた森林面積は、平成28年度の民有林林道等整備計画策定時の面積（83,560ha）である。

資料：かごしま材振興課

(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向

ア 木材加工・流通施設の状況

木材流通施設は、令和3年度末で素材市場が曾於地区に3市場、肝属地区に2市場ある。令和3年度の素材取扱量は311千m³で県全体の63%となっている。

また、木材加工施設については、製材工場等が令和3年度末で34工場となっている。

なお、木材高次加工施設については、プレカット工場が3工場、集成材工場が1工場となっている。

単位 事業所，構成比・比率：%

区分	製材工場				チップ工場	
	総数	75kw未満 (小規模工場)	75～300kw (中規模工場)	300kw以上 (大規模工場)	専業	兼業
大隅計画区	31	18	9	4	3	(8)
(A) 構成比	100	58	29	13	-	-
県全体	112	69	32	11	20	(14)
(B) 構成比	100	62	28	10	-	-
比率 (A/B)	28	26	28	36	15	57

(注) チップ工場の()書きは製材工場の内数である。

資料：かごしま材振興課 (令和3年度末)

イ 林産物の生産動向

(ア) 素材

過去5箇年の素材生産量は、針葉樹2,457千m³，広葉樹56千m³，計2,513千m³で，年平均503千m³であり，県全体の41%である。

単位 千m³，比率：%

区分	民有林			国有林			合計		
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
平成29年度	450	7	456	22	-	22	472	7	478
平成30年度	459	12	472	53	-	53	512	12	524
令和元年度	444	14	458	59	-	59	503	14	517
令和2年度	445	14	459	40	-	40	485	14	500
令和3年度	406	9	414	79	-	79	485	9	493
計	2,204	56	2,260	253	-	253	2,457	56	2,513
年平均 (A)	441	11	452	51	-	51	491	11	503
県平均 (B)	964	102	1,066	148	0	148	1,112	102	1,214
比率 (A/B)	46	11	42	34	-	34	44	11	41

(注) 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

資料：県森林・林業統計(令和3年11月)，かごしま材振興課

(イ) 特用林産物

主要な特用林産物は、えのきたけ、しいたけ等のきのこ類、シキミ、サカキであり、過去5箇年の生産量及び生産額は、えのきたけ4,409トンで10億6千6百万円、シキミ1,353トンで7億4千3百万円、原木生しいたけ797トンで7億1千9百万円、菌床生しいたけ560トンで3億2千4百万円となっている。

なお、総生産額は、年平均8億2千3百万円で県全体の生産額の20%である。

単位 比率：%

区 分 単 位	えのきたけ		シキミ		原木生しいたけ	
	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円
平成29年	1,000	224	375	251	157	155
平成30年	801	179	199	107	195	181
令和元年	862	203	151	77	150	118
令和2年	900	259	250	121	148	138
令和3年	846	201	378	188	147	127
計	4,409	1,066	1,353	743	797	719
年平均(A)	882	213	271	148	159	144
県平均(B)	1,271	307	496	266	672	603
比率(A/B)	69	69	55	56	24	24

区 分 単 位	菌床生しいたけ		サカキ		その他	合計
	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円	生産額 百万円	生産額 百万円
平成29年	135	54	67	61	230	974
平成30年	113	58	48	40	217	783
令和元年	113	58	35	31	180	668
令和2年	105	101	64	58	166	844
令和3年	94	53	92	88	191	845
計	560	324	306	278	984	4,114
年平均(A)	112	65	61	56	197	823
県平均(B)	217	126	83	76	2,733	4,111
比率(A/B)	52	51	73	74	7	20

(注) 1 その他は、樹実類、山菜類、竹材、木・竹炭等である。

2 集計は暦年である。

3 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（平成30～令和9年度）における前半5カ年分（平成30～令和4年度）の計画量と実行状況（平成29～令和3年度）の結果，概要等については次のとおり。

（1）伐採立木材積

総数及び針葉樹については，計画を達成した。

単位 計画，実行：千m³，実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	1,622	414	2,036	2,490	238	2,728	154	57	134
針葉樹	1,502	414	1,916	2,427	238	2,665	161	57	139
広葉樹	120	-	120	63	-	63	53	-	53

（2）間伐面積（参考）

木材生産の形態が主伐へ移行するとともに，再生林・下刈に労働力を注力した結果，計画量を下回った。

単位 計画，実行：ha，実行歩合：%

間 伐 面 積		
計 画	実 行	実行歩合
5,888	2,184	37

（3）人工造林・天然更新別面積

人工造林は計画を概ね達成した。

天然更新は計画を大きく上回った。

単位 ha，実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
2,651	3,079	116	1,904	1,850	97	747	1,229	164

（4）林道開設又は拡張の数量

県内の計画路線の中で地域の要望等を踏まえながら必要性や緊急性等を総合的に判断し，優先度の高い路線から開設，拡張を行った結果，計画を下回った。

単位 計画，実行：m，実行歩合：%

区 分	開 設 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合
開 設	31,500	5,564	18
拡 張	34,752	1,206	3

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の実績

水源のかん養や山地災害防備を目的に保安林の指定を推進したものの、全体では計画を下回った。

単位 計画，実行：ha，実行歩合：%

区 分	指 定			解 除			備 考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
水源 ^{かん} 涵養 のための 保安林	165	173	105	—	0	—	
災害防備 のための 保安林	265	36	14	—	3	—	
保健，風致 保全のため の保安林	53	—	—	—	0	—	
計	483	209	43	—	4	—	

イ 保安施設地区の指定

計画及び実績なし

ウ 治山事業

概ね計画どおり達成した。

単位 計画，実行：地区，実行歩合：%

種 類	計 画	実 行	実行歩合
治山事業施行地区数	50	37	74

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

計画及び実績なし

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴

大隅地域においては、充実した森林資源を背景に活発な木材生産が行われ、志布志港からの木材輸出やCLT等の新たな木材需要が創出されてきている。

流域森林・林業活性化センターが中心となって、関係者の合意形成を図りながら川上から川下までが連携し、効率的な木材生産や木材流通の合理化・低コスト化を進めるとともに、木材の生産現場から製材工場等への安定供給に取り組んでおり、県内で最も林業が盛んな地域となっている。

再造林についても、伐採から造林までの一貫作業や下刈り作業の省力化、コンテナ苗の安定供給体制の整備にいち早く取り組んできたところであり、令和3年度の再造林面積は469haで県全体の約5割を占めている。

ア 森林の特徴

(ア) 本計画区民有林は、総土地面積の約4割であり、北部の曾於地区に4割、南部の肝属地区に6割の森林が分布している。

(イ) 県内でも早くからスギを主体に人工林化が進められ、人工林率は57%と県平均43%を上回っている。この豊富な森林資源を背景にまとまりのある森林・林業地帯が形成されており、県産材の主要な供給地となっている。

(ウ) シラス等特殊土壌からなる台地の周辺は、地形が複雑で土砂の崩壊及び流出の危険性があることから、森林の山地災害防止機能の発揮が求められている。

(エ) 霧島錦江湾国立公園及び日南海岸国定公園の区域のほか、高隈山県立自然公園、大隅南部県立自然公園、稲尾岳自然環境保全地域など優れた景観・資源に恵まれており、これらを背景に照葉樹の森、市町民の森等が整備され、動植物等の観察やレクリエーション等自然とのふれあいの場として利用されている。

イ 林業の特徴

(ア) 素材生産量は、年平均503千 m^3 で県全体の41%を占める。うち民有林の針葉樹の生産量は441千 m^3 で県全体の46%を占めているものの、近年は横ばいで推移している。また、広葉樹は11千 m^3 となっている。

素材生産業者は67業者で、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを導入するなど、素材生産の効率化・低コスト化に取り組む事業者が増えつつあり、年間取扱量が5千 m^3 を超える生産規模が大きい事業者が18事業者となっている。

(イ) スギ・ヒノキ人工林が本格的な利用期を迎え、木材生産の形態は主伐が9割を占めており、年平均伐採量は546千 m^3 で県全体の41%となっている。なお、主伐後の年平均造林面積は370haで県全体の53%となっており、近年増加傾向で推移している。

また、林道を中心に林業生産基盤の整備が図られており、林道開設延長は477千 m で整備率は52%となっている。

(ウ) 平成29年に当地域は林野庁から「林業成長産業化地域」に指定され、森林組合や素材生産業者、製材加工事業者等29者が参画のもと、木材生産の低コスト化、伐採から植栽までの一貫作業による再造林の推進、中間土場の整備による原木流通の効率化などの取組が進められてきた。

この取組の結果、原木流通コストや素材生産コストの削減が図られ、素材生産量も1.4倍に増加した。

(エ) 特用林産物の年平均生産量は、えのきたけが882 t で県内の69%、原木生しいたけが159 t で県内の24%、シキミ・サカキ等の花木類の年平均生産額は1,327百万円で県内の58%となっており、しいたけや花木類の産地化が進んでいる。

ウ 木材産業の特徴

(ア) 木材流通については、森林組合系統の素材市場が3箇所、民間の素材市場が2箇所

あり、取扱量は県全体の63%を占めている。また、計画区域内には木材輸出量日本一の志布志港があり、東アジア等への木材輸出が盛んに行われている。

(イ) 木材加工については、製材工場等が34工場（うちJAS認定工場：5工場（機械等級区分構造用製材認定工場1工場を含む））あり、大型木材加工施設の整備やCLT加工施設の増設などにより、木材製品の量産化や高付加価値化が進められている。

(ウ) この地域では、CLTの普及や製材品等の輸出など、新たな木材需要として地域材の活用促進を図ることにより、林業・木材産業の成長産業化を実現することが期待されている。

(2) 計画樹立の基本的な考え方

大隅地域森林計画の樹立に当たっては、本県の森林・林業・木材産業に関する目指すべき姿とその実現に向けた推進方針等を示した「鹿児島県森林・林業振興基本計画（鹿児島県，平成31年3月改定）」との整合性を図るものとし、地域の特徴等を踏まえ次の基本的な考え方に基づき各計画事項を定める。

ア 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的・社会的・経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと思われる森林を除く森林を対象とする。

イ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「持続可能な森林経営」を達成し得るよう、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針を定める。

また、森林の有する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行うため、「災害に強い森林づくり指導要綱（林務水産部 平成8年8月）」に基づいた適切な施業を実施する。

ウ 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、伐採，特に主伐に関する標準的な方法や、主伐時期に関する指標として樹種別の標準伐期齢の指針等を定める。

エ 造林に関する事項

伐採跡地については、裸地状態を早期に解消して多面的機能の回復・維持を図るとともに、適確な更新を確保するため、人工造林及び天然更新の標準的な方法や伐採跡地の更新すべき期間に関する指針等を定める。

オ 間伐及び保育に関する事項

人工林の一部では森林資源が成熟しつつあるものの、伐期が延長傾向にあることを踏まえ、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時に施業を行うことが必要である。そのため、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針等を定める。

カ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の高度発揮が求められる森林の区域については、「公益的機能別施業森林」として、複層林施業や長伐期施業等の多様な森林整備を促進する必要がある。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、

「木材生産機能維持増進森林」として路網整備，森林施業の集約化・機械化等を通

じた効率的な森林整備を推進することが必要である。このため、公益的機能別施業森林等の区域の基準や森林施業の方法に関する指針等を定める。

キ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するための整備に関する基本的な考え方を示す。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及・定着を図る。

ク 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進、森林施業の共同化の促進、林業就業者対策、機械化、加工・流通施設の近代化等の条件整備についての方針を定める。

ケ 森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林として、水源かん養、土砂流出防備等の保安林を指定するとともに、土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定める。

コ 保安施設に関する事項

保安林については、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針に即し、森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備の方針を定める。

治山事業については、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に即し、災害に強い県土づくり、水源地域の機能強化、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の森林整備や溪間工、山腹工等の治山施設の整備の方針を定める。

サ 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣別に鳥獣害防止区域の基準及び当該区域内における当該区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）被害の防止方法に係る方針を定める。

シ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

松くい虫などの病虫害や対象鳥獣以外の鳥獣害等の被害対策の方針、森林火災の予防方針について定める。

ス 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林の保健機能を高度に発揮する必要がある森林について、森林施業の標準的な方法、施設整備の指針等を定める。

セ 計画量等

全国森林計画に即し、イに定める「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標」を実現するため、森林資源の構成状況、地域の特性等を考慮しながら、鹿児島県森林・林業振興基本計画を踏まえて各計画量を定める。

ソ その他必要な事項

法令により伐採などの施業について制限を受けている森林（以下「制限林」という。）の所在及び施業方法について示す。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

表Ⅱ－1 市町別の地域森林計画対象森林面積

単位：ha

市町名	面積	備考
総数	83,902	
大隅地域振興局	曾於市	19,354
	旧大隅町	8,654
	旧財部町	5,804
	旧末吉町	4,896
	志布志市	11,346
	旧松山町	1,808
	旧志布志町	5,596
	旧有明町	3,942
	大崎町	3,308
	小計	34,008
	鹿屋市	15,618
	旧鹿屋市	6,505
	旧輝北町	5,949
	旧串良町	1,495
	旧吾平町	1,669
	垂水市	8,847
	東串良町	184
	錦江町	7,014
	旧大根占町	4,125
	旧田代町	2,888
	南大隅町	9,365
旧根占町	4,450	
旧佐多町	4,915	
肝付町	8,867	
旧内之浦町	5,220	
旧高山町	3,646	
小計	49,894	

- (注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。(森林法第5条で定義された森林)
- 2 本計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。
ただし、上記開発行為の許可については、保安林及び保安施設地区の区域内並びに海岸保全区域内の森林、伐採及び伐採後の造林の届出については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課並びに関係市役所、関係町役場とする。
- 4 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施及び森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

そのため、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源の涵養、山地災害の防止・土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全並びに木材等生産の各機能が十分に発揮されるよう、適切な森林施業の実施や林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害被害・野生鳥獣被害の防止対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

これらの森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針を表Ⅱ-2のとおりとする。

表Ⅱ-2 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

す森 る林 機 の 能 有	森林の整備及び保全の目標 (望ましい姿)	森林の整備及び保全の基本方針
水源 涵 養 機 能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林	○洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件及び社会的条件、県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ○ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進することを基本とする。
土山 壤地 保災 全害 機防 能止 機 能 ／	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	○災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 ○集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工・土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

機快 能適 環 境 形 成	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	○地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進することとする。 ○快適な環境の保全のための保安林の指定及びその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健 機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林	○県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件及び県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。 ○保健のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
文化 機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	○美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 ○風致の保存のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
保全 機能 多 様 性	原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林	○属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとする。 ○野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材 生産 機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	○木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することとする。

(注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これら機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性の無い機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等は、表Ⅱ－3のとおり定める。

表Ⅱ－3

単位 面積：ha

区 分		現 況 (令和5年4月1日現在)	計 画 期 末 (令和15年3月31日)
面 積	育成単層林	47,931	47,761
	育成複層林	72	1,439
	天然生林	28,906	27,820
森林蓄積 m ³ /ha		342	340

(注) 1 四捨五入の関係で面積の計と地域森林計画対象森林面積は一致しない場合がある。

2 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為^{注1}の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

(1) 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

(2) 育成複層林

森林を構成する林木を帯状もしくは群状または単木で伐採し、複数の樹冠層^{注2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

(3) 天然生林

主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林^{注3}。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽，更新補助(天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等)，芽かき，下刈，除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、一定の範囲または同一空間において、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然生林」には、未立木地，竹林等を含む。

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林情報を的確に把握することが肝要であることから、市町村との情報共有により森林GISの効果的な活用を図る。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

伐採の方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して定める。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採に制限がある森林においては、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。さらに、生物多様性保全上重要な役割を担う霧島錦江湾国立公園及び日南海岸国定公園、高隈山・大隅南部県立自然公園等のほか、希少野生動植物やクマタカ等生態系上位種の生息地等周辺での施業については、特に配慮することとする。

適正な森林の更新や林地の荒廃を防止するため、伐採時における路網計画・作業システム・作業跡地の処理・森林土壌の保全について留意し、実施に当たっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き（環境林務部 平成24年2月）」を参考にすることとする。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として伐採に関する事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の指針として定めるものとする。

ア 立木竹の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によることとする。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保するものとする。また、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

ウ 伐採に当たっては、伐採後の確実な更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなど適確な更新が図られるよう配慮する。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、地形、土壌等の自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存及び種子の結実等に配慮することとする。

エ 林地の保全、台風害等の防止、落石等の各種被害の防止、霧島錦江湾国立公園等の風致景観の維持並びに溪流周辺及び希少野生動植物の生息地等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

オ 育成複層林に誘導するための主伐に当たっては、「鹿児島県の長伐期施業の手引き（林務水産部 平成16年10月）」を参考に、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、構成樹種及び林分構造等を勘案して行うこととする。

カ 森林の生物多様性の保全，伐採跡地の連続性の回避，伐採後の的確な更新の確保，保護樹帯の設置等について，「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とすること。

(ア) 皆伐

皆伐は，主伐のうち択伐以外のものとする。

気候，地形，土壌等の自然条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性も考慮して伐採面積を設定するものとし，伐採に制限がない森林であっても，1箇所当たりの伐採面積は20ha以下とすることが望ましい。併せて，伐採箇所の分散に配慮するとともに，伐採跡地の適確な更新を図るものとする。また，表土の流出を防止するため必要に応じて柵工を設けることとする。

(イ) 択伐

択伐は，主伐のうち，伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって，単木・群状・帯状として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

その割合は，森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう残された森林について一定の立木材積を維持するものとし，適切な伐採率によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は，主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に，森林の有する公益的機能，地域の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して表Ⅱ－4を参考に市町村森林整備計画に定めるものとする。

また，特定苗木などが調達可能な地域では，その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努める。

なお，標準伐期齢は，当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるためのものではない。

表Ⅱ－4 主要樹種ごとの標準伐期齢

地 区	樹 種 (年)					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
大隅森林計画区一円	35	40	30	40	10	20

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して，多面的機能の回復・維持を図るため，更新すべき期間内に行うものとし，その方法については，気候，地形，土壌等の自然条件，森林資源の構成，森林に対する社会的要請を考慮し，人工造林又は天然更新によることとする。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては，森林の整備の目標その他森林の整備に関する

る基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽等を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の実施の指針として定めるものとする。

造林すべき樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向、木材の利用状況並びに既往の造林実績等を勘案して選定する。また、多様な森林を造成する観点から、広葉樹や郷土樹種を含め様々な樹種を検討するものとする。

なお、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

表Ⅱ-5-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、その他有用樹種
-----------	-----------------------

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数に関する指針

植栽本数は、既往の植栽本数及び施業の省力化の観点から、表Ⅱ-5-2を目安として市町村森林整備計画に定めるものとする。

表Ⅱ-5-2 主要樹種ごとの植栽本数 単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ・ヒノキ	2,000～3,000
クヌギ	2,000～4,000

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地ごしらえの方法

地ごしらえは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。

また、伐採・搬出時に用いる林業機械を地ごしらえに活用し、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせる一貫作業システムの導入により、作業工程の効率化や再造林の低コスト化に努めるものとする。

b 植え付けの方法

植え付けは、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。

また、低密度植栽の導入等による施業の効率化や、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。

c 植え付けの時期

2月上旬から3月中旬までを標準とした春植えが一般的であるが、地域の自

然条件等に応じて適切な時期を選定することとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

エ その他

複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点（林務水産部平成4年3月）」を参考にすることとする。

(2) 天然更新に関する指針

前生樹の生育状況、母樹の存在等の森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木と成りうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）を対象とする。

表Ⅱ－6－1 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカメガシワ、タブノキ、カシ類、シイ類 等の更新対象樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ、クスノキ、カシ類、シイ類 等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

天然更新補助作業は、下層植生、自然条件、前生樹等を勘案し、天然下種更新の場合、稚樹の発生・生育が不十分な箇所において、必要に応じて、刈り出し、地表かき起こし、植込み等を行う。ぼう芽更新の場合、更新対象樹種のぼう芽枝の発生状況を確認し、必要に応じて芽かきや植込み等を行うこととする。

また、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数は、表Ⅱ－6－2のとおりとする。

表Ⅱ－6－2 単位：本／h a

樹種	期待成立本数（注1）	天然更新すべき立木の本数（注2）
上記更新対象樹種	6,000 ※	2,000

(注) 1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の5年生時点での期待される成立本数

2 天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度3以上となる本数

※出典：林業技術ハンドブック（社団法人全国林業改良普及協会 平成10年7月）
第10章 広葉樹人工造林の実行

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する多面的機能の早期回復及び維持を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を図るものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

エ 天然更新の完了基準

天然更新の完了確認は「鹿児島県天然更新完了基準（林務水産部 平成19年8月）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に更新完了とする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所天然更新の状況等の観点から、天然更新が期待できない森林について適確な更新を確保すること。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定める。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として間伐に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の指針として定められるものとする。

間伐は、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部 平成18年11月）」に基づき、森林の現況、経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法及び間伐率等を定め行うものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入の検討に努めるものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（林務水産部 平成18年11月）」より一定の条件で算出したものを目安として表Ⅱ-7に示す。

表Ⅱ-7 間伐シミュレーション

樹種	区分	間伐時期				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢(年)	18	25	36	53	初回：曲がり木，被圧木，被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化，配置に重点を置く。
	樹高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	本数間伐率(%)	27	26	26	27	
	残存本数(本)	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢(年)	22	34	48		
	樹高(m)	9.5	12.6	15.7		
	本数間伐率(%)	27	28	26		
	残存本数(本)	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中，②長伐期施業，③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす，④間伐率は25～30%，⑤初回間伐前の本数は2,700本，⑥木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の指針として定めるものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて実施時期及び方法を定め行うものとする。

〔下刈り〕

下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、原則として5～9月に実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目、3年目）には、2回刈りを行う。

〔つる切り〕

つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

〔除伐〕

除伐は、下刈り終了後の林冠がうっ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15年生くらいの際に1回ないし2回実施する。

1回目…林冠がうっ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目…1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

〔枝打ち〕

枝打ちは、無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。

実施に当たっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないように適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行う。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針（林務部 昭和56年3月）」を参照することとする。

なお、複層林における下刈り、つる切り、除伐についても上記に準じて行い、ぼう芽更新を行った林分については、ぼう芽状況等を考慮し、必要に応じて芽かきを行う。

（3）その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の整備及び保全に関する基本的な事項で示す「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」のうち、特に公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

市町村森林整備計画においては、森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項を踏まえ、施業の方法に関する指針を基本として、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

また、保安林及び保安施設地区並びに自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林においては、県土の保全や自然環境の保全・形成等の公益的機能の維持増進を図るため、区域の基準及び森林施業の指針を次のとおりとする。

区域の基準については、全ての区域に共通して、各公益的機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、森林の分布状況、自然条件、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点^{かん}を踏まえて定めるものとする。また、水源涵養機能維持増進森林においては、森林の分布状況を踏まえ林班単位等で面的に、その他の森林においては、原則、属地的な区域で設定するものとする。

なお、森林施業の方法については、市町村長が地形・地質を勘案して皆伐の上限面積を設定するなど独自に施業方針を定めても差し支えない。

ア 区域の設定の基準

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

- a ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林
- b 水源かん養保安林など法令により水源涵養機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）

- a 山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など，土砂の流出，土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林
- b 土砂流出防備保安林など法令等により，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮を目的として施業等に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

- a 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって，騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置，気象条件等からみて風害，潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林
- b 飛砂防備保安林，潮害防備保安林など，法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む））

- a 観光的に魅力ある高原，溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林，キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など，県民の保健・教育的利用等に適した森林
- b 史跡，名勝等の所在する森林や，これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林，潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林
- c 保健保安林，風致保安林，自然公園など法令等により保健機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- d 市町の森などレクリエーションの森として指定されている森林
- e 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，保健機能等の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林
- f 原生的な森林生態系や希少な生物種が生息・生育する森林など，地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林

ただし，生物多様性保全機能については，伐採や自然攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも，一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから，原生的な森林生態系など属地的に発揮されるものを除き，区域設定は行わないこととする。

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、1箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。

特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、降水量の多い地域、短時間に強い雨の降る頻度が高い地域や大面積の伐採が行われがちな地域等においては、気象条件等の自然条件を考慮し、伐採面積の規模の縮小を図るものとする。

(イ) 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む）

上記で示した山地災害防止・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能の各機能の維持増進を図るべき森林において、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うことを基本とする。

それ以外の森林については、地形・地質等も考慮した上で、複層林施業、もしくは、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても各公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散による長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を推進し、裸地の縮小・分散を図るものとする。

加えて、各機能の維持増進を図るべき森林における施業については、下記の点に留意することとする。

- a 山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るべき森林においては、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。
- b 快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林においては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を推進する。
- c 保健文化機能の維持増進を図るべき森林においては、森林の現状や自然条件、地域の要請等も考慮した上で、地域住民と都市住民との連携による里山林等の整備、企業やNPO、緑の少年団等の参画による森林の整備を推進する。

また、地域独自の景観等が求められる森林において、風致景観の優れた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、それぞれの風致景観の維持・向上を目的とした施業を推進する。

原生的な森林生態系、希少な生物種が生息・生育している森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、森林構成の維持を基本とし、必要に応じて天然力を活用し、天然生林や針広混交の育成複層林の維持・誘導、植生の復元等を図る。

なお、複層林施業、長伐期施業の具体的な施業方法については、「鹿児島県の長伐期施業の手引き」を参考にすることとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材等生産機能維持増進森林」として設定するものとする。

また、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定できるものとし、その基準を以下に示す。ただし、地域の実情に応じて加除することができる。

- (ア) 人工林を中心とした森林
- (イ) 災害が発生する恐れのない森林
- (ウ) 林地生産力が高い森林
- (エ) 傾斜が比較的緩やかな森林
- (オ) 林道等や集落からの距離が近い森林

さらに、設定する区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの森林の公益的機能の発揮に支障がないよう留意することとする。

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、加えて生産目標に応じた伐採方法や伐期を選定し、植栽による確実な更新を図ることで、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する。

特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

(3) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分し、それぞれの役割を適切に組み合わせた整備を行う。また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで高効率な作業システムに対応した整備を行うこととする。

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方

林道及び林業専用道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等にも資することから、計画的な整備を促進する。

整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、コスト削減を図りつつ、野生生物の生息・生育の状況等も考慮し、周辺環境との調和を図ることとする。

また、林道、林業専用道の整備に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

ア 林道

森林の適切な整備や保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するための幹線であり、また、地域林業の振興等に重要な役割を果たす恒久的公共施設である。

整備に当たっては、開設コストの縮減及び開設期間の短期化による開設効果の早期発現に努めるほか、不特定多数の者の利用が見込まれることから、交通安全施設等の設置など往来車両等の安全確保を図る。

イ 林業専用道

主として特定の者が森林施業のために利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道である。規格・構造は普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワード等林業用車両の輸送能力に応じた必要最小限のものとする。

整備に当たっては、地形・地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、おおむね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとし、詳細は「鹿児島県林業専用道作設指針（環境林務部 平成23年4月）」によることとする。

表Ⅱ－8 林道・林業専用道の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
林 道	1 8 6	4 7 3
うち林業専用道	4	6

(令和3年度末現在)

(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、計画段階において市町村森林整備計画等各種計画と調整を図ることとし、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造等を資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

また、森林作業道作設オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとし、詳細については、「鹿児島県森林作業道作設指針（環境林務部 平成23年3月）」によることとする。

(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図る。

その際、地形・地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、表Ⅱ-9-1を参考に、路網と高性能林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入することとする。

なお、導入に当たっては、林地の保全や労働安全の確保に十分留意することとする。

また、地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安については、表Ⅱ-9-2のとおりとする。

表Ⅱ-9-1 高性能林業機械を主体とした作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		林道・林業専用道から	森林作業道から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100~300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30~35°)	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150~500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°~)	架線系	500~1500	500~1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

(注1) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

(注2) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

表Ⅱ－９－２ 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			林道・林業専用道
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	110～250	30～40
中傾斜地 (15～30°)	車両系	85～200	23～34
	架線系	25～75	
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60<50>～150	16～26
	架線系	20<15>～50	
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	5～15

(注1) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定するものとする。

(5) 路網の規格・構造について

路網の規格・構造については、国が定める林道規程、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に基づき、開設することとする。

(6) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

立木の伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮する。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

(7) その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

県，市町，森林組合等林業事業体が連携し，森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ，森林経営の委託への転換，森林施業の共同化，林業に従事する者の育成・確保，林業機械の導入，林産物の利用促進のための施設の整備を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進等

持続可能な森林経営を推進するために，小規模森林所有者や不在村森林所有者等に対し，森林の施業や経営の委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い，意欲のある林業経営体等へ施業等の長期委託を進め，森林経営の委託への転換を図ることとする。その際，長期の施業等の委託が円滑に進むよう，森林の土地の所有者届出制度の運用等を通じて，得られた情報を林地台帳に反映するなどして，森林所有者情報の精度向上を図る。

さらに，森林経営の受委託等が円滑に進むよう森林組合などの林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進することとする。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

森林整備推進会議等を活用し，森林の適正管理，森林資源の高度利用等について地域の合意形成を図ることとする。

また，森林施業の共同実施，作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や森林経営計画制度の活用等により森林施業の確実な実施を促進することとする。

ウ 森林施業共同化の指導體制の強化

森林施業の共同化を促進するために，林業普及指導員や森林組合などの林業事業体，市町等が緊密に連携しながら，地域林業のまとめ役となる指導林家，指導林業士，青年林業士，林業研究グループのリーダー等と一体となった指導體制の整備を図ることとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自ら実行できない場合には，市町村が経営管理の委託を受け，林業経営に適した森林については，意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに，再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については，市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の取組を促進することとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

地域の林業の担い手となり得る長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体等の育成並びに林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

ア 林家等林業経営体の育成

経営方針の明確化，経営管理・施業の合理化及び林業経営基盤の強化等により，地域林業の担い手となり得る意欲ある林業経営体の育成に努めることとする。

また，林業普及指導員による林家等に対する経営支援・技術向上のための活動支援に積極的に取り組むものとする。

イ 林業事業体の体質強化

当森林計画区では，これまで（公財）鹿児島県林業担い手育成基金（鹿児島県林業労働力確保支援センター）及び大隅流域森林・林業活性化センター等を中心に，関係機関等が一体となって，事業体の経営の合理化，体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後ともICTを活用した生産管理手法の導入や施業の集約化による事業量の安定的確保，高性能林業機械等の導入による生産性の向上等諸施策を推進し，経営基盤や経営力の強化を図ることとする。

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定林業事業体は22事業体（令和3年度末現在）あり，（公財）鹿児島県林業担い手育成基金（鹿児島県林業労働力確保支援センター）との連携による林業事業体の事業の合理化や雇用の改善等に必要な支援を行うこととする。

森林組合については，曾於市森林組合，曾於地区森林組合，大隅森林組合及び内之浦森林組合の4つとなっており，今後も森林経営計画の作成及び着実な実行により経営基盤の安定を図り，施業の集約化等に携わる職員の資質向上を促進することとする。

ウ 林業就業者の確保・育成

林業に従事する者の確保及び育成については，「鹿児島きこり塾」の開催や就業相談窓口の設置等による新規就業の促進を図るとともに，就業者の習熟度に応じた技術習得や経営・現場管理等に係る研修等を段階的かつ体系的に実施し，就業者のキャリア支援と技能の客観的評価等を進めることにより，就業者の定着促進に取り組む。

また，公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金の助成事業等を通じて労働条件の改善に係る支援を行うとともに，鹿児島県林業労働力確保支援センターにおいては，通年雇用化や社会保険の加入促進等雇用管理の改善・事業の合理化に関する相談・指導等を行うほか，職業安定法に基づく無料の職業紹介事業を実施するなど，就業の円滑化及び雇用の安定を推進することとする。

（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産における生産性の向上と労働強度の軽減を図るため，地形・地質や森林現況などの自然条件や路網の整備状況，年間の事業量や目標とする労働生産性，作業システム等に応じた高性能林業機械の導入を促進することとする。

その際，環境負荷の低減に配慮するとともに，機械が効率的に稼働できるよう，施業の集約化や，森林作業道等の路網整備の促進を図ることとする。

（５）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 生産流通対策の推進

木材の生産現場から製材工場等への安定供給の取組など，流域森林・林業活性化

センター等を通じて関係者の合意形成を図りながら、川上から川下まで一体となった木材流通の合理化・低コスト化を進めるとともに、製材工場の規模拡大や地域の中核工場と中小工場の連携強化、県産JAS製材品の生産体制の整備による木材の高付加価値化、合法伐採木材等の流通及び利用の推進などにより、需要者ニーズに対応した品質・性能の確かなかごしま材を安定的に供給できる体制づくりを促進することとする。

イ かごしま材等の利用促進

かごしま材の需要拡大を図るため、公共施設等の木造化・木質化を促進するとともに、「かごしま木の家」づくりの取組を推進することとする。

また、製材工場残材や建築材として利用されない低質材等については、製紙用チップや木質バイオマスエネルギーの原料等として有効活用を促進する。

さらに、CLTの普及や製材品等の東アジア等への輸出など、新たな木材需要の創出や販路拡大を図ることとする。

ウ 特用林産物の産地づくり

「鹿児島県特用林産振興基本方針（平成30年3月）」に基づいて、地域特性を生かした生産性や付加価値の高い特用林産物の産地づくりを進める。

県内有数の生産地域である原木しいたけについては、生産量増大と品質向上を図るため、人工ほだ場や乾燥機等の生産施設の整備を進めることとする。

また、シキミ・サカキなどの枝物については、需要増加に対応するための生産体制の整備を引き続き支援し、産地づくりを促進する。

(6) その他必要な事項

「鹿屋市豊かな森づくり推進協定（平成27年8月）」、「肝付町岸良地域森林整備推進協定（平成30年3月）」、「肝付町北方地域森林整備推進協定（平成30年10月）」等を活用し、国有林と連携した路網・森林整備や効率的な木材の生産・販売を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

表Ⅱ-10

単位面積：h a

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	区 域			
総 数		8,858	<p>森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努める。</p> <p>また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮する。</p>	<p>水 源 かん 養 土 砂 流出 防 備 土 砂 崩 壊 防 備 飛 砂 防 備 干 害 防 備 落 石 防 止 魚 つ き</p>
曾於市		954		
旧大隅町	1～8, 10～12, 14～21, 25～28, 30, 31, 34, 36～41, 46, 49, 54～63, 65～69, 71, 73, 76, 79, 81～83, 85, 86, 88, 90, 94, 95, 97～101, 104, 105, 109, 111～121, 123～128, 130～133, 139～145, 147, 148, 152～154, 158～162	226		
旧財部町	1～6, 8, 10, 12, 16～27, 29～40, 42～44, 46～55, 57～64, 66, 68～72, 74～79	595		
旧末吉町	3, 4, 6, 9～11, 14, 18, 20, 21, 23～27, 29, 30, 33, 34, 36, 39, 40, 42, 43, 46, 49～51, 53～56, 60, 65, 68, 70, 73～77, 80～84, 86, 88, 92, 95, 97, 98, 101～103, 106～111, 113, 114, 119～121, 123, 124, 126～134, 136～138	133		
志布志市		625		
旧松山町	2～15, 17, 19, 24, 27, 29～32, 34～37, 39, 41	59		
旧志布志町	1～5, 7, 8, 10, 13, 15, 21, 23～25, 27, 30～33, 35～37, 39, 40, 42, 46～52, 54, 57, 59, 64, 65, 67, 71, 72, 74, 75, 77, 79, 81, 82, 84, 88, 89, 94～96, 98, 100, 107, 111, 119, 122～126, 129, 133～135, 137, 145	361		
旧有明町	1, 2, 5, 8～15, 17, 19～27, 29～34, 38, 39, 41, 43, 45～55, 57, 58, 60, 61, 63～70, 75	205		
大崎町	1～3, 5, 8～13, 15, 17～20, 22～28, 32～34, 44, 46, 47, 51, 60, 61, 65～67, 69～71	280		
小 計		1,860		

単位面積：h a

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	区 域			
鹿屋市		2,396		
旧鹿屋市	3～5, 7, 9, 11～15, 17, 20, 21, 26, 27, 29～34, 36, 37, 39～41, 43, 45, 46, 55～58, 66, 67, 70～74, 78～82, 84, 85, 91～95, 98, 101, 103～107, 109～111, 113, 119	594		
旧輝北町	3, 6～15, 17～20, 22～25, 30, 31, 33, 35～43, 45～55, 58～61, 64, 66～70, 74, 77, 78, 82, 84	1,489		
旧串良町	1, 4, 6～12, 15～20, 23～25, 27, 29, 31	52		
旧吾平町	2～7, 9, 11～15, 17～21, 24～26, 28～36	261		
垂水市	6～8, 10～22, 25, 28～30, 32, 34～37, 39, 40, 42～46, 48, 50, 51, 54, 56, 57, 59, 61～68, 70, 72, 75	350		
東串良町	1, 4	23		
錦江町		869		
旧大根占町	1～3, 6, 8, 9, 12～16, 21, 27, 28, 30, 35, 36, 43～47, 50, 54, 57, 61～64, 66, 70～72	374		
旧田代町	2, 4, 5, 7, 8, 10, 12～15, 17, 18, 20～22, 24, 25, 27, 29～32, 34～39	495		
南大隅町		678		
旧根占町	1～3, 14～17, 23～26, 32～36, 38～49	166		
旧佐多町	1, 4, 5, 9, 10, 13, 15～19, 21, 23～27, 29～35, 39, 40, 42, 46, 47, 50	512		
肝付町		2,683		
旧内之浦町	1～5, 7, 8, 10～12, 14～35, 37～47, 51～56, 58～61	2,558		
旧高山町	1, 3, 6, 8, 14, 15, 19, 21, 24, 25, 29～38, 42, 44, 45, 50, 51, 55, 56	125		
小 計		6,998		

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

地形・地質等の自然条件，地域の土地利用，森林の現況及び土地の形質変更の目的・内容を総合的に勘案して，実施箇所の選定を行うものとする。

また，土石の切取・盛土を行う場合には，安定した法勾配を確保し，必要に応じて法面緑化工・土留工等の施設を設置するとともに，水の適切な処理を行うための調整池，排水施設等の設置及び森林の適正な配置等の適切な措置を講じ，土砂の流出及び崩壊の防止に努めるものとする。

太陽光発電施設や風力発電施設等の設置にあたり，景観や雨水の浸透能に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ，開発行為に関係する各許可基準等の適正な運用を行うとともに，地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件や社会的要請，保安林の配備状況等を踏まえ，公有林等の大面積森林や山地災害危険地区内にある森林，里山林などで身近で良好な環境を構成している森林について，水源かん養保安林，土砂流出・土砂崩壊防備保安林，保健保安林等の指定に重点を置いて，保安林の配備を計画的に推進することとする。

また，保安林における多様かつ効率的な森林施業が実施されるよう，必要に応じて指定施業要件を見直すものとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

地形，土壌等の自然的条件及び受益の対象等を踏まえ，水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するため，保安施設事業を行う必要がある森林等について，保安施設地区として指定をすることができるが，今期計画期間内での指定計画はない。

(3) 治山事業の実施に関する方針

流域における森林に関する自然条件，社会的要請，保安林の配備状況，災害の発生形態の変化などを勘案し，災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため，事前防災・減災の考え方に立ち，山地災害の危険性の高い地区等において，重点化・効率化を図りながら，治山施設の整備，荒廃森林の復旧，海岸防災林の造成などを計画的に推進する。

また，流域治水の取組と連携し，浸透・保水機能の維持・向上に努めるとともに，流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置を計画的に推進する。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

適切な施業が実施されず機能が低下した保安林を特定保安林として指定し，森林施業を推進することで，保安林機能の回復・増進を図るものとする。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳等の調製等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、次の方針を鳥獣害の防止に関する事項として定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等を活用し、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣による被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとする。

(2) その他必要な事項

捕獲や侵入防止柵の設置等の対策が対象鳥獣の被害防止に有効な形で適切に実施されているかどうかを確認するため、必要に応じ現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行う。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

病虫害、鳥獣害、気象害並びに山火事等の森林被害については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、志布志湾沿岸地域など松くい虫による被害については、被害抑制のための防除対策を推進するとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への転換を図る。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害を受けた場合は、鳥獣保護管理施策や農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止策の設置等により、その被害防止または軽減を図る。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に努める。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災防止の普及啓発及び森林の巡視を行なうとともに、保護標識、防火線及び防火樹林帯等の整備を促進する。

市町村森林整備計画においては、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

台風災害等を考慮した災害に強い森林づくりに努める。特に、地形的に風害を受けやすい箇所においては、林縁部に防風樹帯を設置するとともに、林内に部分的な疎密を生じさせないように、適切な森林施業に努める。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合に、次の事項を指針として保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

（1）保健機能森林の区域の基準

湖沼・溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある区域について設定することとする。

（2）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する諸機能の低下を補うため、複層林施業及び非皆伐施業等を基本とし多様な施業を積極的に実施することとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等の保育を積極的に行うこととする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び美的景観等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて行い、特に、建築物の配置に当たっては下水施設等の衛生施設及び配水施設等の保全施設の整備に留意することとする。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達しているときはその樹高））を定め、必要に応じ、期待平均樹高を踏まえた施設整備を行うこととする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火施設の整備並びに利用者等の安全の確保に留意することとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、再造林の実施状況等を踏まえ、森林資源の保続を図ることを前提として、森林の有する木材生産機能と公益的機能との調和を図りながら、森林資源の構成状況、伐採の動向、地域の特性等を勘案し、次のとおり計画する。

表Ⅱ-11

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	4,737	4,581	156	4,124	3,968	156	613	613	-
前 期	2,234	2,162	72	1,906	1,834	72	328	328	-

2 間伐面積（参考）

間伐面積については、参考事項として、間伐の伐採材積を基に次のとおりとする。

表Ⅱ-12

単位：ha

区 分	間伐面積
総 数	5,525
前 期	2,951

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

造林の方法については、再造林の実施状況等を踏まえ、森林資源の保続を図ることを前提として、多面的機能の回復・維持を図るため地域の自然的条件に適応した人工造林又は天然更新を行うこととし、造林面積を次のとおり計画する。

表Ⅱ-13

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	4,718	2,123
前 期	2,096	1,013

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設等については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量を踏まえ、地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次のとおり計画する。

表Ⅱ-14

単位：m

区 分	開 設	拡 張	
		改 良	舗 装
総 数	15,600	13,402	22,800
前 期	9,300	2,859	0

なお、具体的な計画内容については、表Ⅱ-15に示す。

表Ⅱ-15 林道の開設・拡張計画

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考			
					延長	箇所数							
開設	自動車道	曾於市	旧財部町	白鹿岳1号支		1,500	—	23	○	463501			
			小計	1		1,500							
		志布志市	旧志布志町	御在所岳	指定林道		2,500	—	(69) 238	○	466002		
			旧有明町	社ヶ段	林業専用道		900	—	47		467801		
			小計	2		3,400							
		鹿屋市	旧鹿屋市	牟礼			2,000	—	100		203901		
			小計	1		2,000							
		垂水市	海潟麓	指定林道		2,000	—	(104) 656	○	214401			
			二本松			1,800	—	87		214402			
			小計	2		3,800							
		錦江町	旧田代町	柞ヶ平			1,600	—	86		488110		
			小計	1		1,600							
		南大隅町	旧根占町	大竹野			1,500	—	86	○	487210		
			小計	1		1,500							
		肝付町	旧内之浦町	万九郎中央			1,800	—	451	○	483003		
			小計	1		1,800							
				合計	9		15,600						
		拡張	自動車道 (改良)	曾於市	旧大隅町	沖上・新原		2,100	1	50			
					〃	内山・炭床		7	1	63	○		
〃	萩迫・小山					12	1	90	○				
旧財部町	鎧山					3,700	1	311					
〃	炭山谷					7	1	72	○				
〃	第3谷ヶ峯					6	1	62	○				
〃	白鹿岳					14	1	508	○				
旧末吉町	吉原					4,700	1	(171) 226					
小計	8					10,546	8						

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
					延 長	箇所数					
拡張	自動車道 (改良)	志布志市	旧志布志町	境屋柳井谷		400	1	206	○		
			〃	中 川 内		12	1	191	○		
			〃	中川内27号支		9	1	196	○		
			〃	道 重		7	1	120	○		
			〃	八 野		12	1	236	○		
			〃	旧有明町	塗 木		71	1	42	○	
		小 計	6			511	6				
		鹿屋市	旧鹿屋市	岡 元		7	1	(59) 183	○		
			〃	長 谷		5	1	(37) 52	○		
			〃	谷 川		10	2	37	○		
			旧串良町	中 山		6	1	25	○		
			旧吾平町	真 戸 原		21	2	33	○		
			〃	永 山		5	1	77	○		
			〃	大根占吾平		33	1	(332) 356	○		
			小 計	7			87	9			
	垂水市	垂水市	牛 根 麓		1,000	1	(13) 234	○			
		〃	海 潟 麓		1,000	1	(104) 656	○			
		〃	二 川		10	1	(64) 202	○			
		〃	市 木 木 場		13	1	44	○			
		〃	井 川 木 場		20	1	53	○			
		〃	白 山		19	2	(59) 328	○			
		小 計	6			2,062	7				
	錦江町	旧大根占町	フ ノ キ		17	1	80	○			
		〃	姫 木 場		7	1	(92) 152				
		〃	大根占吾平		43	1	(509) 700	○			
		旧田代町	猪 鹿 倉		21	1	77	○			
		〃	表 木		10	1	56				
		小計	5			98	5				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考		
					延 長	箇所数						
拡張	自動車道 (改良)	南大隅町	旧根占町	立 神	12	1	545	○				
			〃	大 鹿 倉	29	2	(253) 565	○				
			旧佐多町	水 栗	13	1	(19) 184					
			〃	大 泊	7	1	(312) 480	○				
		小 計	4		61	5						
		肝付町	旧内之浦町	上 北	7	1	(157) 235	○				
			旧高山町	大園荒瀬	13	1	184					
			〃	金 山	17	2	78	○				
			小 計	3		37	4					
		合計	39		13,402	44						
		拡張	自動車道 (舗装)	曾於市	旧大隅町	入 佐	1,800	—	86			
					旧財部町	大 良	1,000	—	48			
旧末吉町	中 岳				750	—	(78) 118					
小 計	3					3,550						
志布志市	旧志布志町			白木八重	1,100	—	69					
	〃			馬 庭	50	—	(86) 168					
	旧有明町			川 路	1,500	—	53					
	小 計			3		2,650						
鹿屋市	旧輝北町			堀切・上場	3,400	—	(57) 162					
	小 計			1		3,400						
垂水市	旧白山			白 山	4,600	—	(59) 328					
	小 計			1		4,600						
南大隅町	旧根占町			大竹野	3,300	—	(15) 86					
	旧佐多町			島 泊	1,100	—	64					
	小 計			2		4,400						
肝付町	旧内之浦町			大 迫	2,200	—	37					
	旧高山町			一ツ松柳井谷	2,000	—	74					
	小 計			2		4,200						
合計	12				22,800							

(注) 利用区域面積の()書きは国有林面積で外数

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、保安林の配備状況を踏まえつつ、地域の実情を勘案し、水源涵養、災害防備、保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保が必要な森林について、計画期末の保安林の面積及び指定等の計画面積を次のとおりとする。

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

表Ⅱ-16

単位：ha

保安林の種類	計画期末面積		備考
		前期末面積	
総数（実面積）	12,281	11,841	
水源涵養のための保安林	7,040	6,897	
災害防備のための保安林	3,031	2,753	
保健・風致の保存等のための保安林	2,309	2,256	

(注) 1 「水源涵養のための保安林」とは、森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは、第2号から第7号までの目的、「保健・風致の保存等のための保安林」とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林。

2 総数は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等 表Ⅱ-17のとおり

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表Ⅱ-18

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための 保安林	83	182	293	293	293
災害防備のための 保安林	—	—	—	36	—
保健・風致の保存等 のための保安林	—	—	116	116	116

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

表Ⅱ-17 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域（林班）		前期		
指定	水源 かん養	曾於市		67	32	水源の涵養	
		旧大隅町	53～162	30	12		
		旧財部町	1～10, 12, 21, 22, 24～27, 30～40, 43, 44, 47～52, 54, 55, 59～79	20	10		
		旧末吉町	4～51, 53, 55, 67～77, 79～110, 125～130, 132	17	10		
		志布志市		35	20		
		旧松山町	1～28, 30～37, 40, 41	5	3		
		旧志布志町	8, 23, 42, 47～52, 55, 57, 68, 70～79, 81～83, 85, 89, 90, 97, 119～129, 133～135, 143～145	18	10		
		旧有明町	11～13, 15～25, 27～31, 35, 36, 38, 42～48, 50, 52～54, 63～69	12	7		
		大崎町	13, 21～26, 28, 29, 32～34, 44, 46, 47, 51～55, 57～64, 66, 68, 69	10	5		
		鹿屋市		52	26		
		旧鹿屋市	8～19, 24, 25, 27, 42, 54, 57～62, 65, 70, 72～79, 93～120	21	10		
		旧輝北町	1～15, 17, 18, 20～31, 33, 35～45, 47～55, 57～84	20	10		
		旧串良町	8, 23	5	3		
		旧吾平町	5～13, 15～19, 21～27, 29～35	6	3		
		垂水市	2～14, 21～26, 28, 29, 31, 32, 35, 38, 50～53, 69, 101～137	30	12		
		東串良町		-	-		
		錦江町		24	12		
		旧大根占町	4～11, 14, 19～25, 27～34, 37～42, 44, 46～52, 54～56, 59～72	14	7		
		旧田代町	1～7, 9, 16, 18～28, 33, 35～39	10	5		
		南大隅町		32	15		
		旧根占町	5～13, 15, 18, 20～27, 29～31, 34～37, 39～45, 52, 53	14	6		
		旧佐多町	8, 12, 13, 21, 23～29, 40	18	9		
		肝付町		30	15		
		旧内之浦町	1, 2, 5, 7～11, 17～30, 32, 35～48, 51～56, 58, 60, 61	18	9		
		旧高山町	3～7, 16～46, 48	12	6		
			計	280	137		

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必 要とする 理由	備考
		市 町 村	区 域 (林 班)		前 期		
指定	災害 防備	曾 於 市		113	50	土 砂 の 流 出 ・ 崩 壊 の 防 備 等	
		旧 大 隅 町	1～22, 25～31, 34～43, 46, 48, 49, 51, 52, 54～63, 65～69, 71, 73, 76, 79, 81～83, 85～88, 90, 94, 95, 97～101, 104, 105, 109～121, 123～128, 130, 132, 133, 139～148, 152～154, 158～162	51	19		
		旧 財 部 町	1～8, 10～12, 14, 16～36, 38～55, 57～61, 63～66, 68～79	33	16		
		旧 末 吉 町	2～4, 6, 9～12, 14, 17, 18, 20, 21, 23～27, 29～31, 33～37, 39, 40, 42, 43, 45, 46, 49～51, 53～56, 60, 65, 68, 72～84, 92, 95～98, 101～103, 106～111, 113, 114, 117～121, 123, 124, 126～134, 136～138	29	15		
		志 布 志 市		67	31		
		旧 松 山 町	1～39, 41	11	5		
		旧 志 布 志 町	2～5, 7～10, 13～15, 20～22, 24～33, 35～46, 49, 50, 54～60, 63～68, 70～72, 74, 75, 77, 79～82, 84, 88～91, 93～98, 100, 101, 103, 105, 107, 108, 111, 122～126, 129, 132, 133, 135, 137～140, 144, 145	33	15		
		旧 有 明 町	1～3, 5～15, 17～35, 37～70, 72, 75, 76	23	11		
		大 崎 町	2～4, 7～13, 16～21, 23～28, 32～36, 38, 39, 43～48, 50, 51, 54, 56, 58, 59, 61, 63, 65～67, 69～71	19	10		
		鹿 屋 市		97	37		
		旧 鹿 屋 市	2～15, 17～35, 38～50, 52, 53, 55～63, 65～67, 69～73, 75～85, 91～93, 95～98, 100～111, 113～116, 120	41	15		
		旧 輝 北 町	3, 5～20, 22, 24, 25, 27～64, 66～70, 74, 75, 77～79, 81～83	36	12		
		旧 串 良 町	1, 4～12, 14～20, 23～27, 29～31	10	5		
		旧 吾 平 町	1～7, 9～22, 24, 25～37	10	5		
		垂 水 市	2～30, 32～46, 48～76, 101～137	53	19		
		東 串 良 町	1, 4	1	0		

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必 要とする 理由	備考
		市 町 村	区 域 (林 班)		前 期		
指定	災害 防備	錦 江 町		40	18	土 砂 の 流 出 ・ 崩 壊 の 防 備 等	
		旧大根占町	1～10, 12～16, 18～21, 25, 28～30, 34～36, 40, 41, 43～49, 53, 54, 56～62, 64～67, 69～72	25	11		
		旧田代町	2, 4～6, 8～18, 22～39	15	7		
		南大隅町		54	26		
		旧根占町	1～4, 6, 9, 12, 14～17, 19, 21, 23～30, 32～51, 53	25	12		
		旧佐多町	1～10, 13～21, 24, 26～36, 38, 39, 41, 42, 44～46, 48, 50	29	14		
		肝付町		50	25		
		旧内之浦町	2～8, 10～17, 31～34, 37, 38, 40, 41, 52～59	29	15		
		旧高山町	1～21, 23～26, 28, 30～39, 41～45, 47, 49～56	21	10		
			計	494	216		
		保健, 風致の 保存等	曾 於 市		7		
旧大隅町			-	-			
旧財部町			-	-			
旧末吉町	38, 85, 86, 88, 89, 112		7	3			
志布志市			17	7			
旧松山町			-	-			
旧志布志町	1, 7, 18～23, 37, 42～44		12	5			
旧有明町	31, 53, 63, 70		5	2			
大 崎 町	1～3, 5, 15, 28		43	20			
鹿 屋 市			7	3			
旧鹿屋市			1	0			
旧輝北町			-	-			
旧串良町			-	-			
旧吾平町	7～9		6	3			
垂 水 市	4, 26, 28, 33, 45, 49～51		2	1			
東 串 良 町	3, 4		6	3			
錦 江 町			10	5			
旧大根占町		-	-				
旧田代町	25～27, 29, 39	10	5				

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必 要とする 理由	備考
		市 町 村	区 域 （ 林 班 ）		前 期		
指定	保健, 風致の 保存等	南 大 隅 町		-	-	公 衆 の 保 健 等	
		旧 根 占 町		-	-		
		旧 佐 多 町		-	-		
		肝 付 町		5	2		
		旧 内 之 浦 町	1～3, 8, 11～13, 17, 19～22, 26～34, 37, 52～61	5	2		
		旧 高 山 町		-	-		
		計		97	44		
合 計		871	397				

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害の防止、水源涵養^{かん}など森林の公益的機能の高度発揮を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象に次のとおり計画する。

表Ⅱ-19

単位：地区

市 町 村	森 林 の 所 在 区 域 (大 字)	治山事業施行地区数		主な工種	備考
			前期		
曾於市		16	9	溪間工・山腹工・本数調整伐等	
旧大隅町	大隅町岩川, 大隅町月野, 大隅町坂元, 大隅町荒谷, 大隅町大谷, 大隅町須田木, 大隅町恒吉, 大隅町中之内	8	3		
旧財部町	財部町北俣, 財部町下財部, 財部町南俣	3	2		
旧末吉町	末吉町二之方, 末吉町南之郷, 末吉町岩崎, 末吉町諏訪方, 末吉町深川	5	4		
志布志市		16	7		
旧松山町	松山町尾野見, 松山町新橋, 松山町泰野	3	1		
旧志布志町	志布志町安楽, 志布志町内之倉, 志布志町志布志, 志布志町田之浦, 志布志町帖, 志布志町夏井	6	3		
旧有明町	有明町伊崎田, 有明町原田, 有明町蓬原, 有明町野井倉, 有明町野神, 有明町山重, 有明町遠山	7	3		
大崎町	岡別府, 仮宿, 永吉, 野方, 菱田, 持留, 井俣	7	4		
鹿屋市		29	10		
旧鹿屋市	池園町, 上野町, 小薄町, 上高隈町, 北田町, 郷之原町, 獅子目町, 新生町, 下祓川町, 下高隈町, 天神町, 野里町, 祓川町, 浜田町, 古江町, 上祓川町, 田淵町, 新川町	18	4		
旧輝北町	輝北町市成, 輝北町上百引, 輝北町下百引, 輝北町諏訪原, 輝北町平房	5	2		
旧串良町	串良町有里, 串良町岡崎, 串良町細山田	3	2		
旧吾平町	吾平町上名, 吾平町下名, 吾平町麓	3	2		
垂水市	市木, 牛根境, 牛根麓, 海潟, 柗原, 新城, 新御堂, 中俣, 浜平, 二川, 本城	11	6		
東串良町	岩弘, 川東	2	1		
錦江町		4	2		
旧大根占町	神川, 馬場	2	1		
旧田代町	田代川原, 田代麓	2	1		
南大隅町		4	2		
旧根占町	根占辺田, 根占横別府	2	1		
旧佐多町	佐多伊座敷, 佐多郡	2	1		
肝付町		4	2		
旧内之浦町	岸良, 南方	2	1		
旧高山町	富山, 前田	2	1		
計		93	43		

(注) 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域(大字)を単位として計上したものである。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 該当なし

第7 その他必要な事項
1 保安林その他制限林の施業方法
表II-21

単位 面積：h a

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域 (林班)		伐採方法			
				方法	限度		
水源かん養保安林	計		6,276.02	1 主伐に係る伐採種は定めない。	1 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、左記の種類のために指定された保安林又は、当該保安林が2以上あるときは、その集団についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。	1 伐採跡地には適地適木を旨としてスギ・ヒノキ・クヌギ又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種を植栽する。 この場合、満1年以上の苗木をおおむね1ヘクタール当たり3,000本以上の割合（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については、1ヘクタール当たり樹種ごとに定める植栽本数以上の割合を適用）で均等に分布するよう植栽するものとする。	ただし、伐採方法、その他（植栽）は各保安林台帳による。
	曾於市		563.25	2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。	2 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。		
	財部町	1~3, 6, 8, 10, 21, 22, 24, 25, 27, 29~31, 34, 36~39, 47, 48, 50, 54, 55, 59, 62, 66, 68~71, 76, 77, 79	545.21	3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。	※3 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。 ただし、植栽を定める森林において択伐による伐採を行う場合は、10分の4を乗じた材積とする。	2 植栽は伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。ただし、森林法第34条第2項の許可がなされた場合においては、当該許可がなされていた区域内において当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しないものとする。	
	末吉町	70, 88	18.04				
	志布志市		350.71				
	志布志町	23, 47~52, 57, 84, 94, 119, 133~135	280.42				
	有明町	53	70.29				
	大崎町	22, 23, 25, 28, 46, 60	129.00				
	鹿屋市		1,980.96				
	鹿屋市	57, 58, 72, 74, 103~107	460.58				
	輝北町	10~15, 17, 23, 36~38, 43, 45~55, 59, 61, 64, 82, 84	1,313.66				
	吾平町	17, 19, 21, 24~26, 29, 30	206.72				
	垂水市	8, 11, 14, 25, 65	113.17				
	錦江町		761.20				
	大根占町	21, 27, 44~47, 50, 62, 63, 66, 70~72	295.52				
	田代町	4, 7, 10, 13, 18, 20~22, 24, 25, 36~39	465.68				
	南大隅町		325.56				
	佐多町	23, 25~27, 40	325.56				
	肝付町		2,052.17				
	内之浦町	7, 8, 17~30, 32, 35, 38~47, 51, 60, 61	2,008.21				
	高山町	15, 29, 31, 35, 36	43.96				
					4 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については、10分の3.5を適用）を超えずかつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。		

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
土砂流出防備保安林	計		1,816.93	1 主伐は、択伐による。	1 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率を乗じた材積とする。 なお、択伐率は以下のとおりとする。	ただし、伐採方法は各保安林台帳による。	
	曾於市		266.86	2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	※ 択伐率 ① 平成14年3月31日以前指定分		
	大隅町	1,3~5,7,8,10,14~17,25~27,30,31,34,36~41,46,49,55~63,65~68,73,82,83,88,90,94,95,97,98,109,113,115~118,120~123,126~128,132,142,144,147,148,158,160~162	139.73	3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。	当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日の属する伐採年度から伐採をしようとする伐採年度の前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては10分の3を乗じた材積とする。		
	財部町	1,5,6,10,12,16,18,19,21,23,24,29,31~33,35,38,40,42~44,46,49~55,57,59,63,64,66,68,71,72,75~79	80.58		② 平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分		
	末吉町	3,4,6,18,20,21,23,25,27,33,34,36,39,40,43,46,50,51,53,55,73,80,81,83,92,87,101,107~111,113,114,119~121,123,124,126,128~130,132~134,136~138	46.55		当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、10分の3を乗じた材積とする。		
	志布志市		175.37		2 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については10分の3.5を適用）を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算し、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。		
	松山町	2~6,8,10,12,14,15,19,24,27,29,31,32,34,36,39,41	39.46				
	志布志町	2,3,5,7,10,15,24,25,30~33,35,40,42,46,49,54,59,64,65,67,72,74,77,79,81,84,89,96,98,124~126,137	41.34				
	有明町	1,2,5,8~15,17,19~23,25~27,29~34,38,39,41,47,49~51,53~55,57,58,60,61,63~65,68~70	94.57				
	大崎町	3,8~11,13,17~19,23~27,32~34,46,47,51,65~67,69~71	42.29				
	鹿屋市		317.26				
	鹿屋市	4,5,12~15,20,26,27,29~31,34,36,37,39~41,43,45,46,55,56,66,70,71,78~82,84,91,92,94,95,98,101,103,107,109~111,113,119	88.05				
	輝北町	3,6~8,10~13,15,17~20,22,23,30,31,33,38~40,43,50,51,53,55,58~60,66~70,74,78,82	172.65				
	串良町	1,6~11,15~17,19,20,23~25,27,29	25.01				
	吾平町	2,4,7,11~15,17,20,24,25,28,30,32,34,36	31.55				
	垂水市	6~8,10,12~22,29,30,34~37,39,40,42~46,48,50,51,56,57,59,61~64,66,67,70,72	169.50				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法			備考
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法		そ の 他	
				方 法	限 度		
土砂流出防備保安林	錦江町		107.45				
	大根占町	1~3, 8, 9, 12, 13, 15, 16, 28, 35, 36, 43, 45, 46, 54, 57, 61, 64, 66, 72	64.12				
	田代町	2, 4, 5, 8, 10, 12~14, 17, 18, 29~32, 35, 37	43.33				
	南大隅町		170.92				
	根占町	1~3, 14, 16, 17, 24~26, 32~34, 38~49	142.83				
	佐多町	1, 4, 10, 13, 16, 17, 19, 21, 30, 33, 46	28.09				
	肝付町		567.28				
	内之浦町	4, 5, 8, 10~12, 14~17, 31~34, 37, 52~56	506.29				
	高山町	6, 15, 21, 24, 25, 30, 32, 34~36, 38, 42, 44, 45, 51, 55, 56	60.99				
土砂崩壊防備保安林	計		559.15	土砂流出防備保安林に同じ。			左に同じ。
	曾於市		198.02				
	大隅町	2, 3, 5~7, 10~12, 14~16, 18~21, 25, 27, 28, 30, 46, 49, 54, 56, 60, 61, 62, 65, 69, 71, 76, 79, 81, 85, 86, 95, 97~101, 104, 105, 109, 111~115, 119, 121, 124~128, 130~133, 139~141, 143, 145, 148, 152~154, 158~162	86.62				
	財部町	4, 5, 12, 17~20, 22, 25, 26, 31~34, 38~40, 43, 44, 47~55, 57~61, 63, 64, 70, 72, 74, 78, 79	68.36				
	末吉町	3, 9~11, 14, 20, 24~26, 29, 30, 42, 43, 49, 54~56, 60, 65, 68, 74~77, 80~82, 84, 92, 95, 97, 98, 101~103, 106~111, 120, 121, 123, 124, 127, 128, 130~132, 136~138	43.04				
	志布志市		68.50				
	松山町	2, 3, 5~15, 17, 30, 32, 35~37, 39	19.61				
	志布志町	4, 7, 13, 15, 21, 24, 27, 31, 35~37, 39, 42, 49, 50, 71, 72, 74, 75, 81, 82, 88, 95, 98, 100, 107, 111, 122~124, 129, 133, 135, 137, 145	25.56				
	有明町	2, 8, 12, 15, 24, 26, 27, 29~32, 34, 43, 45, 46, 48, 51~53, 55, 57, 60, 66~69, 75	23.33				
	大崎町	11, 12, 17, 19, 20, 23~27, 32~34, 44, 47, 60, 61, 65, 69	35.23				
	鹿屋市		103.33				
	鹿屋市	3, 4, 7, 9, 11~15, 17, 21, 27, 29, 30, 32~34, 41, 45, 67, 72~74, 80~82, 84, 85, 91~93, 95, 103, 105	46.44				
	輝北町	8, 9, 19, 24, 25, 35, 41, 42, 55, 59, 77	9.59				
串良町	4, 9, 11, 12, 16, 18~20, 24, 25, 31	26.80					
吾平町	2~6, 9, 11, 14, 15, 18, 20, 28~36	20.50					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
土砂崩壊防備保安林	垂水市	7, 8, 10~12, 18~20, 28, 30, 32, 35~37, 39, 40, 43, 45, 50, 51, 54, 68, 75	71.91	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	東串良町	1	3.03				
	錦江町		20.67				
	大根占町	2, 6, 8, 9, 13~16, 30, 43, 71, 72	12.49				
	田代町	5, 8, 12, 15, 17, 22, 27, 29, 32, 34, 35	8.18				
	南大隅町		23.79				
	根占町	1, 15, 23, 33, 39, 40	5.61				
	佐多町	4, 5, 9, 13, 18, 19, 21, 24, 29, 33, 39, 46	18.18				
	肝付町		34.67				
	内之浦町	2, 7, 8, 11, 15, 37, 59	14.73				
高山町	1, 3, 8, 14, 19, 31, 33, 35, 37, 50, 51, 56	19.94					
飛砂防備保安林	計		162.49	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	志布志市		32.96				
	志布志町	1	9.94				
	有明町	70	23.02				
	大崎町	1, 2, 5, 12, 15	109.38				
	東串良町	4	19.81				
	南大隅町		0.34				
佐多町	31	0.34					
防風保安林	計		29.26	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	大崎町	2	2.04				
	鹿屋市		7.96				
	輝北町	66, 67	1.91				
	串良町	22, 23	6.05				
	錦江町		1.42				
	大根占町	1	1.42				
	南大隅町		12.48				
	佐多町	10, 17, 32, 33, 39, 42	12.48				
	肝付町		5.36				
内之浦町	37, 57, 59	5.34					
高山町	51	0.02					
潮害防備保安林	計		28.52	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	志布志市		0.74				
	志布志町	7	0.74				
	大崎町	1, 15	25.25				
	鹿屋市		0.07				
	鹿屋市	27	0.07				
	錦江町		1.39				
	大根占町	1, 9, 14	1.39				
肝付町		1.07					
内之浦町	11, 12	1.07					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
干 害 防 備 保 安 林	計		58.52	水源かん養保安林に同じ。 ただし、伐採年度ごとに皆伐による伐採を することができる1箇所当たりの面積の限度 は、5ヘクタールとする。		左に同じ。	
	曾於市		32.61				
	財部町	27, 44, 70	7.41				
	末吉町	86, 88, 113	25.20				
	志布志市		4.59				
	志布志町	8	3.90				
	有明町	27	0.69				
	鹿屋市		13.30				
	輝北町	50, 51	13.30				
	南大隅町		2.32				
	根占町	44, 45	2.32				
	肝付町		5.70				
内之浦町	58	5.70					
落 石 防 備 保 安 林	計		4.65	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	鹿屋市		1.97				
	吾平町	11	1.97				
	錦江町		0.69				
	大根占町	15	0.69				
	南大隅町		0.51				
	佐多町	33	0.51				
	肝付町		1.48				
	内之浦町	14	1.48				
魚 つ き 保 安 林	計		192.09	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	錦江町		0.86				
	大根占町	9	0.86				
	南大隅町		154.59				
	根占町	35, 36, 48	15.17				
	佐多町	15~17, 19, 31, 32, 34, 35, 40, 42, 46, 47, 50	139.42				
	肝付町		36.64				
内之浦町	1~3, 11, 12, 32, 59	36.64					
保 健 保 安 林	計		1,899.99	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	曾於市		18.86				
	末吉町	86, 88	18.86				
	志布志市		56.60				
	志布志町	1, 23	41.00				
	有明町	70	15.60				
	大崎町		208.78				
	鹿屋市		1.88				
	鹿屋市	27	1.88				
	東串良町		19.81				
	錦江町		17.68				
	田代町	39	17.68				
	南大隅町		1.07				
	佐多町	50	1.07				
肝付町		1,575.31					
内之浦町	8, 11, 17, 19~22, 26~31, 34, 37, 52~56, 60, 61	1,575.31					
風 致 保 安 林	計		4.00	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	垂水市		4.00				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
砂防指定地	計		4,006.13	砂防法により知事の許可が必要である。			
	曾於市		1,140.61				
	大隅町	2~6, 9~12, 17~19, 22, 25~31, 34~36, 40, 45~48, 56, 58~60, 63~65, 67, 83, 87~89, 94, 97, 98, 105~107, 109, 113, 116, 117, 119, 120, 122, 125, 126, 128, 132, 140~143, 145, 146, 149, 152, 154, 155, 157, 159~161	464.88				
	財部町	2~4, 8, 24, 28~32, 34, 40, 42~44, 46, 49~53, 57~60, 65, 66, 68~72, 74~77	364.70				
	末吉町	1, 2, 8, 9, 14, 15, 17, 18, 22, 29~34, 36~38, 43~46, 48, 50~52, 54, 55, 65, 69, 71, 72, 74~80, 82, 84, 89, 90, 96, 97, 99, 100, 108~110, 113, 114, 117~121, 123~125, 127, 129, 130, 133, 138	311.03				
	志布志市		351.12				
	松山町	1, 3~8, 13, 15~18, 20~23, 26, 29~31, 38, 41	115.43				
	志布志町	3, 5, 7, 8, 13, 24~27, 31, 35, 38, 39, 43, 46, 49, 50, 54, 57~59, 72, 135, 136, 144, 145	59.01				
	有明町	12~16, 18, 22, 23, 31, 38, 39, 47, 50, 51, 57~59, 61, 63~65, 67, 68	176.68				
	大崎町	17, 23, 25, 29, 44~47, 51, 56, 57, 61, 67, 71	94.16				
	鹿屋市		931.50				
	鹿屋市	5, 8, 10, 13, 14, 29, 30, 43, 66, 68, 72, 73, 79, 80, 82, 95, 103~105	74.54				
	輝北町	1, 3~11, 13~20, 22, 24, 26~28, 31~33, 36~38, 40~43, 45, 46, 48~51, 53, 58, 60~64, 66~70, 74~78, 80~84	731.38				
	串良町	1, 2, 4, 13~15, 17~20, 23, 24	35.59				
	吾平町	10~14, 27, 28, 32	89.99				
	垂水市	9, 11~14, 18, 19, 26~30, 34, 36~39, 42~46, 48, 50, 52~65, 67, 70~75, 101, 109, 110, 122, 127, 129, 137	588.24				
	錦江町		193.91				
	大根占町	1, 3, 8, 9, 12, 15, 20, 21, 33, 35~37, 40, 54, 56, 61, 64, 66, 69, 71, 72	153.33				
	田代町	2, 13, 17, 18, 24	40.58				
	南大隅町		490.33				
	根占町	7, 8, 16, 17, 23~26, 33~35, 37~49, 53	312.31				
	佐多町	4, 5, 7, 15, 17, 29~35, 41, 42, 44~46	178.02				
	肝付町		216.26				
	内之浦町	2, 4~7, 9~11, 15~17, 31	131.83				
	高山町	1, 3~7, 12, 13, 15, 16, 18, 20, 24~26, 33~35, 37	84.43				

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域 (林班)		伐採方法			その他
				方法	限度		
国立公園特別保護地区	計		3.05	自然公園法第21条第3項の行為は原則として禁止する。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。	
	南大隅町		3.05				
	佐多町	50	3.05				
国立公園第2種特別地域	計		2,208.19	1 標準伐期齢に見合う林齢に達した林分は主伐することができる。 (1) 主伐は択伐によるものとする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は原則として単木択伐によるものとする。 (3) 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (4) 皆伐による場合の1伐区面積は2ha以内とする。 ただし、伐区内の樹冠の水平投影面積が10分の3以上で保存木を残す場合又は車道、歩道集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (5) 区分皆伐による場合の伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することができない。この場合においてもつとめて分散させる。			
	垂水市	33,45,49~51	82.92				
	南大隅町		2,125.27				
	根占町	34~50,52,53	1,264.49				
	佐多町	11,15~17,19,37~42,46,47,49,50	860.78				
国立公園第3種特別地域	計		124.28	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。			
	南大隅町		124.28				
	佐多町	46~48	124.28				
国立公園普通地域	計		82.66	風景の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。			
	南大隅町		82.66				
	根占町	36~47,49	75.55				
	佐多町	37~39,50	7.11				
国定公園第2種特別地域	計		341.54	国立公園第2種特別地域に同じ。			
	志布志市		57.72				
	志布志町	1,18,22,37	28.98				
	有明町	70	28.74				
	大崎町	1~3,5,15	162.42				
	東串良町	4	38.92				
	肝付町		82.48				
	高山町	11,12	82.48				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
県立自然公園第2種特別地域	計		0.10	国立公園第2種特別地域に準じる。			
	肝付町		0.10				
	内之浦町	32	0.10				
県立自然公園第3種特別地域	計		134.16	国立公園第3種特別地域に準じる。			
	錦江町		7.03				
	田代町	26, 27	7.03				
	南大隅町		114.00				
	佐多町	31, 32, 34~36	114.00				
	肝付町		13.13				
	内之浦町	12	13.13				
県立自然公園普通地域	計		227.84	国立公園普通地域に準ずる。			
	鹿屋市		53.37				
	鹿屋市	103, 106, 107	53.37				
	南大隅町		55.78				
	根占町	15, 16	55.78				
	肝付町		118.69				
	内之浦町	32, 33, 37, 57, 59	118.69				
自然環境保全地域	計		137.39	鹿児島県自然環境保全条例による。			
	肝付町		137.39				
	内之浦町	26~30	137.39				
鳥獣保護区による特別保護地区	計		3.05	原則として、択伐とする。			
	南大隅町		3.05				
	佐多町	50	3.05				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法		
				方 法	限 度	
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地等	計		9.11	文化財保護法第81条第1項による。		文化財保護法第64条第1項及び同法第81条第1項の適用。
	東串良町	3	0.23			
	肝付町		8.88			
	高山町	26	8.88			
急傾斜地崩壊危険区域	計		425.11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により知事の許可が必要である。		
	曾於市		74.83			
	大隅町	14, 17, 19, 25, 37, 41, 42, 44, 46, 55, 63, 68, 76, 115, 116, 130, 148, 151, 160~162	35.97			
	財部町	3, 25, 27, 28, 48, 71, 72	8.33			
	末吉町	77, 78, 81, 83, 84, 101, 102, 108, 129~131, 136, 137	30.53			
	志布志市		69.71			
	松山町	1, 11, 13, 30, 31, 37	17.72			
	志布志町	4, 7, 14, 15, 20, 21, 24, 27, 36, 37, 93, 124	31.69			
	有明町	1, 6, 10, 23, 27, 39, 45, 50, 52, 64, 67, 70	20.30			
	大崎町	1, 7, 9, 13, 20, 23, 26, 33, 41, 58, 71	16.34			
	鹿屋市		63.40			
	鹿屋市	2, 4, 5, 11, 12, 14, 17, 26, 27, 30, 35, 37, 41, 44, 45, 66, 67, 71, 81, 82~84	59.25			
	輝北町	3, 18, 51, 75	2.90			
	吾平町	35, 36	1.25			
	垂水市	7, 10, 12, 19, 21~23, 29, 36, 38, 40, 45, 46, 48, 51, 67, 71, 73	47.17			
	東串良町	1, 2	1.26			
	錦江町		25.13			
	大根占町	3, 8, 9, 16, 19, 54	15.45			
	田代町	3, 17, 18, 29, 32	9.68			
	南大隅町		103.33			
	根占町	1, 2, 35, 37, 38, 47	18.29			
	佐多町	4, 15, 17~19, 26, 30, 31, 33~39, 41, 42	85.04			
	肝付町		23.94			
	内之浦町	5, 8, 11, 12, 31	23.48			
	高山町	4, 30	0.46			

(注) 1 面積は兼種保安林を含む面積である。
2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

2 その他必要な事項
特になし

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森 林 率 ②/①×100
		②総 数	国 有 林	民 有 林	
総 数	210,402	132,474	48,544	83,930	63%
曾 於 市	39,014	23,045	3,684	19,361	59%
志 布 志 市	29,028	15,722	4,361	11,362	54%
大 崎 町	10,067	3,519	211	3,308	35%
小 計	78,109	42,286	8,256	34,030	54%
鹿 屋 市	44,815	22,870	7,251	15,619	51%
垂 水 市	16,212	12,791	3,944	8,847	79%
東 串 良 町	2,778	357	170	188	13%
錦 江 町	16,319	12,403	5,388	7,015	76%
南 大 隅 町	21,359	16,730	7,366	9,365	78%
肝 付 町	30,810	25,036	16,170	8,867	81%
小 計	132,293	90,187	40,288	49,899	68%

(注) 1 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

2 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

資料：区域面積 令和2年鹿児島県統計年鑑(令和3年12月刊行)

民有林 森林経営課(令和4年度森林計画調査結果)

国有林 林野庁所管(官行造林含む)：九州森林管理局(平成29年度森林計画調査結果)

その他省庁所管：森林経営課調べ(平成29年3月31日現在)

(2) 地況

ア 気候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	主 風 の方向
	最 高	最 低	年平均		
輝北	32.6	-4.5	15.6	2,933.5	北西
志布志	34.7	-5.1	17.6	2,475.0	東南東
鹿屋	35.2	-5.6	17.9	2,594.5	南西
肝付前田	35.0	-3.3	17.9	2,645.0	南西
内之浦	35.1	-3.3	17.9	3,449.0	西
田代	32.8	-5.2	16.6	2,747.0	南南東

資料：気象庁 気象データ (令和3年)

イ 地勢

I 計画の大綱

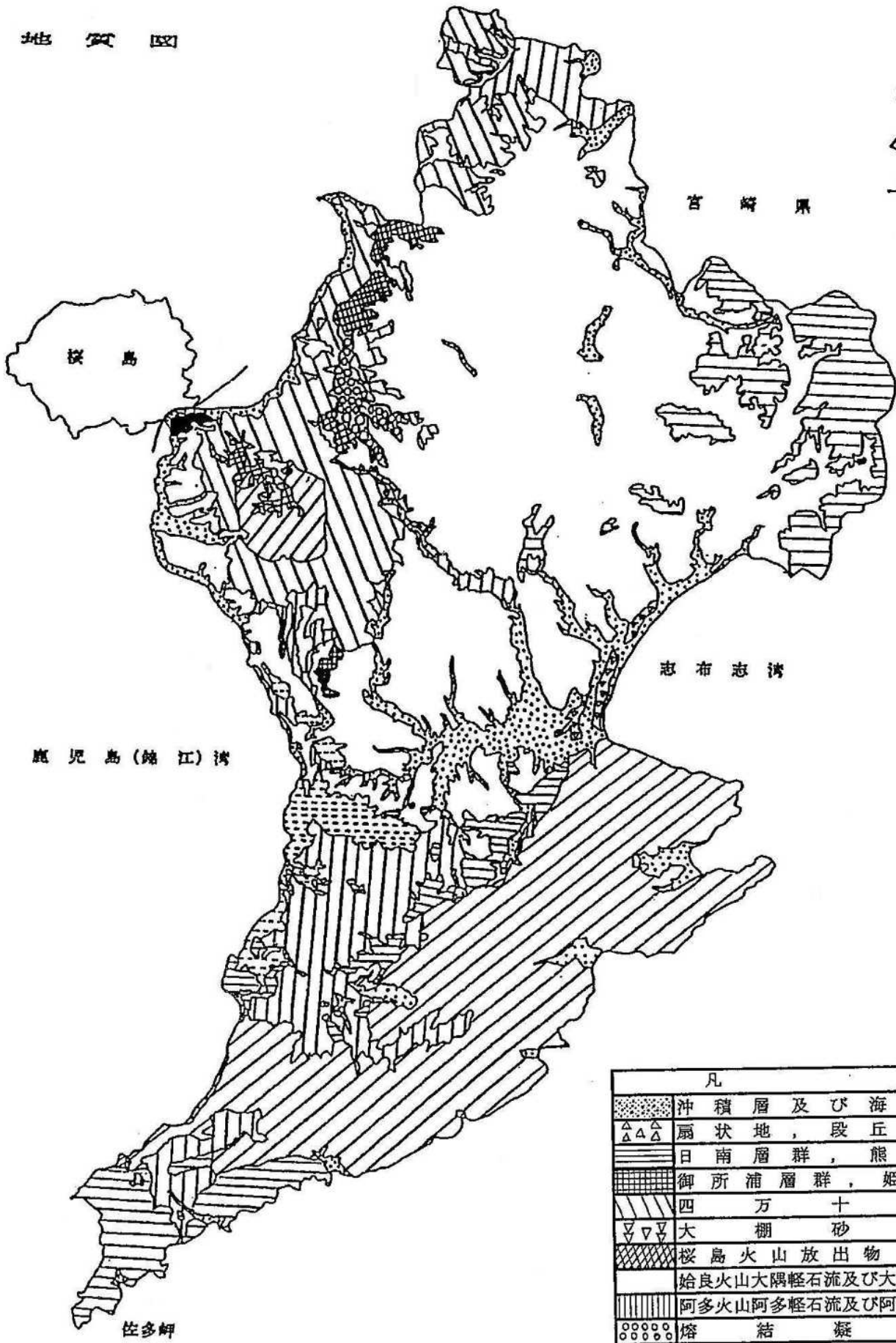
1 自然的, 社会的経済的背景の位置付け

(2) 自然的背景 イ 地勢 と同じ

ウ 地質, 土壌等

次頁に掲載

地 質 図



鹿兒島(錦江)湾

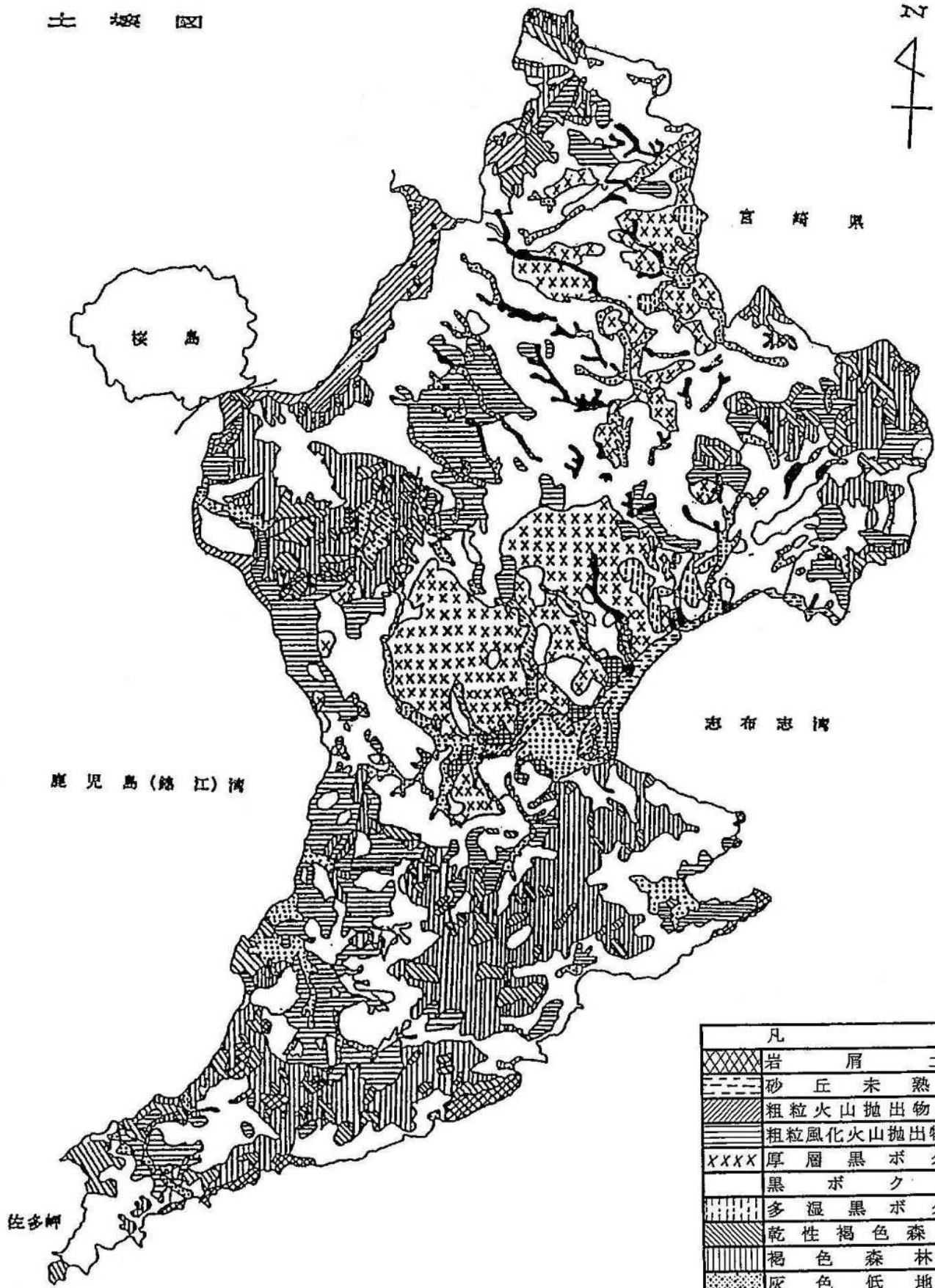
志布志湾

佐多岬

1
360,000

凡	例
	沖積層及び海浜砂層
	扇状地、段丘堆積層
	日南層群、熊毛層群
	御所浦層群、姫浦層群
	四十層群
	大棚砂岩層
	桜島火山放出物(軽石)
	始良火山大隅軽石流及び大隅降下軽石層
	阿多火山阿多軽石流及び阿多降下軽石層
	熔結凝灰岩
	輝石安山岩
	花崗岩、花崗閃綠岩及び石英閃綠岩
	塩基性熔岩

土壤図



鹿児島(錦江)湾

志布志湾

凡 例	
	岩 屑 土 壤
	砂 丘 未 熟 土 壤
	粗 粒 火 山 抛 出 物 未 熟 土 壤
	粗 粒 風 化 火 山 抛 出 物 未 熟 土 壤
	厚 層 黒 ボ ク 土 壤
	黒 ボ ク 土 壤
	多 湿 黒 ボ ク 土 壤
	乾 性 褐 色 森 林 土 壤
	褐 色 森 林 土 壤
	灰 色 低 地 土 壤
	粗 粒 灰 色 低 地 土 壤
	グ ラ イ 土 壤
	低 位 泥 炭 土 壤
	黒 泥 土 壤

1
360,000

(3) 土地利用の現況

単位：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			そ の 他	
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数	210,402	132,474	20,136	4,738	15,398	57,792	8,740
曾 於 市	39,014	23,045	4,224	1,002	3,222	11,745	1,806
志 布 志 市	29,028	15,722	4,499	657	3,842	8,807	1,306
大 崎 町	10,067	3,519	2,769	534	2,235	3,779	746
小 計	78,109	42,286	11,492	2,193	9,299	24,331	3,858
鹿 屋 市	44,815	22,870	4,302	780	3,522	17,643	3,030
垂 水 市	16,212	12,791	341	118	223	3,080	442
東 串 良 町	2,778	357	1,372	550	822	1,049	273
錦 江 町	16,319	12,403	926	194	732	2,990	286
南 大 隅 町	21,359	16,730	481	173	308	4,148	254
肝 付 町	30,810	25,036	1,222	730	492	4,552	597
小 計	132,293	90,187	8,644	2,545	6,099	33,462	4,882

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

資料 森林：森林経営課

農地：2020年農林業センサス(令和3年12月)

区域面積・宅地：令和2年鹿児島県統計年鑑(令和3年12月刊行)

(4) 産業別生産額

単位：百万円

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		計	農業	林業	水産業		
総 数	816,585	107,489	75,352	3,106	29,030	161,743	547,353
曾 於 市	117,591	16,639	15,403	1,236	0	25,369	75,583
志布志市	124,095	21,257	13,948	434	6,875	24,280	78,558
大 崎 町	44,932	12,295	6,601	96	5,598	9,792	22,845
小 計	286,618	50,191	35,952	1,766	12,473	59,441	176,986
鹿 屋 市	353,903	26,692	21,984	579	4,128	71,109	256,102
垂 水 市	60,191	12,040	3,611	100	8,330	15,046	33,105
東串良町	22,814	4,151	4,003	2	145	3,496	15,167
錦 江 町	24,827	4,301	3,896	299	106	3,253	17,273
南大隅町	21,795	6,495	3,639	172	2,684	2,222	13,078
肝 付 町	46,437	3,619	2,267	188	1,164	7,176	35,642
小 計	529,967	57,298	39,400	1,340	16,557	102,302	370,367

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

資料：令和元年度市町村民所得推計報告書(令和4年6月)

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		計	農業	林業	水産業		
総 数	120,437	22,960	20,732	551	1,677	23,164	74,313
曾 於 市	18,888	3,985	3,811	144	30	4,108	10,795
志布志市	17,088	3,797	3,464	53	280	3,211	10,080
大 崎 町	7,490	2,185	1,989	21	175	1,678	3,627
小 計	43,466	9,967	9,264	218	485	8,997	24,502
鹿 屋 市	50,896	6,318	5,889	164	265	9,112	35,466
垂 水 市	7,717	1,462	968	27	467	1,749	4,506
東串良町	3,566	1,161	1,094	3	64	629	1,776
錦 江 町	3,792	1,385	1,300	47	38	518	1,889
南大隅町	3,761	1,330	1,167	28	135	543	1,888
肝 付 町	7,239	1,337	1,050	64	223	1,616	4,286
小 計	76,971	12,993	11,468	333	1,192	14,167	49,811

資料：令和元年度市町村民所得推計報告書(令和4年6月)

2 森林の現状

(1) 齢級別森林資源表

区 分			総数			齢級1			齢級2			齢級3			齢級4			
			面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	
人	育 成 単 層 林	針 葉 樹	す ぎ	36,214.61	19,233.183	326,517	1,208.53		1,340.96		25,487	653.11	94,955	7,075	448.90	92,796	5,059	
			ひ の き	7,851.08	2,960.793	48,700	16.77		3.96		58	18.04	1,568	124	45.17	5,458	320	
			ま つ	763.85	207,116	113	0.16								0.54	47	3	
			そ の 他 針	35.64	5,786	137	1.63		0.96			0.16	9	1	0.08	10	1	
			針 計	44,865.17	22,406,878	375,467	1,227.08		1,345.88		25,545	671.30	96,532	7,200	494.69	98,311	5,383	
		広 葉 樹	く す	39.00	4,490	34									0.16	11		
			く め ぎ	2,318.00	270,089	2,803	29.99		69	43.72	636	186	55.88	2,165	323	79.88	5,824	429
			い じ ゅ	1.83	225													
			そ の 他 広	251.23	26,474	402	1.32		3	6.65	95	28	2.61	99	16	9.61	695	53
			広 計	2,610.06	301,278	3,239	31.30		72	50.37	731	214	58.49	2,264	339	89.65	6,530	482
	育 成 単 層 林 計			47,475.23	22,708,156	378,706	1,258.38		72	1,396.25	731	25,759	729.79	98,796	7,539	584.34	104,841	5,865
	育 成 複 層 林	針 葉 樹	す ぎ	49.56	6,780	242												
			ひ の き	60.83	19,859	273	0.72		2.31									
			ま つ	1.65	150	5												
			そ の 他 針	11.19	2,526	38												
			針 計	53.23	7,032	250												
		広 葉 樹	く す	0.09	4													
			く め ぎ	1.56	76	1												
			い じ ゅ															
			そ の 他 広	7.88	220	9									0.39	18	2	
広 計			9.53	300	10									0.39	18	2		
育 成 複 層 林 計			62.76	7,332	260								5.00	529	28			
人 工 林 計			69.06	8,006.00	286.00								5.23	555.00	29.00			
			47,547.24	22,730,541.06	379,017.00	1,259.10		72.00	1,398.56	731.00	25,759.00	729.79	98,796.00	7,539.00	584.34	104,841.00	5,865.00	
天 然 林	育 成 単 層 林	針 葉 樹	ま つ															
			そ の 他 針															
			針 計															
		広 葉 樹	く す															
			く め ぎ	449.50	61,458	394			1.27	19	4	11.73	554	63	7.35	463	39	
	い じ ゅ																	
	そ の 他 広	そ の 他 広	6.76	802	7													
		広 計	456.26	62,260	401			1.27	19	4	11.73	554	63	7.35	463	39		
	育 成 単 層 林 計			456.26	62,260	401			1.27	19	4	11.73	554	63	7.35	463	39	
	育 成 複 層 林	針 葉 樹	ま つ															
そ の 他 針																		
針 計																		
広 葉 樹		く す																
		く め ぎ																
		い じ ゅ																
		そ の 他 広																
広 計																		
育 成 複 層 林 計																		
天 然 生 林	針 葉 樹	ま つ	122.32	30,255	78													
		そ の 他 針	10.56	4,314	79	1.16		0.36			0.09	11	1	1.54	292	17		
		針 計	132.88	34,569	157	1.16		0.36			0.09	11	1	1.54	292	17		
	広 葉 樹	く す	3.62	405	6													
		く め ぎ	180.96	22,828	106			0.07	1		0.14	7	1	0.31	25	2		
		い じ ゅ																
		そ の 他 広	28,588.26	3,418,496	9,901	944.38		158	236.48	3,355	992	284.37	12,468	1,520	337.51	25,333	1,780	
		広 計	28,772.83	3,441,729	10,013	944.38		158	236.55	3,356	992	284.51	12,475	1,521	337.82	25,358	1,782	
	天 然 生 林 計			28,905.71	3,476,298	10,170	945.54		158	236.91	3,356	992	284.60	12,486	1,522	339.36	25,650	1,799
	天 然 林 計			29,361.97	3,538,558	10,571	946		158	238	3,375	996	296	13,040	1,585	347	26,113	1,838
竹 林			2,458.29	789,607														
未 立 木 地 等			4,212.12															
更 新 困 難 地			321.94															
合 計			69.06	8,006.00	286.00									5.23	555.00	29.00		
			83,901.56	26,269,099.06	389,588.00	2,204.64		230.00	1,637.18	4,106.00	26,755.00	1,026.34	111,836.00	9,124.00	931.05	130,954.00	7,703.00	
再 掲 特 殊 樹 林	つ ば き		9.62	1,012	20			0.29	3	1				0.50	38	3		
	し ゃ り ん ば い		1.77	227														

(注)1 表中の上段は複層林の下層を示す。

2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

資料:森林経営課

2 森林の現状

(1) 年齢別森林資源表

区 分			年齢11			年齢12			年齢13			年齢14			年齢15			
			面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	
人	育 成 単 層 林	針 葉 樹	す ぎ	5,909.77	3,365,314	53,936	5,496.78	3,357,873	46,956	4,249.44	2,787,564	35,406	3,425.85	2,385,424	25,467	1,360.30	992,438	10,116
			ひ の き	2,193.74	797,595	14,097	1,716.31	679,119	10,470	1,022.49	438,942	6,077	482.82	221,277	2,639	157.27	75,877	866
			ま つ	9.04	2,462	12	91.40	23,772	18	226.30	60,752	1	181.23	53,448	19	112.96	30,841	
			そ の 他 針				0.65	157	1	0.15	42		0.49	118				
			針 計	8,112.55	4,165,371	68,045	7,305.14	4,060,921	57,445	5,498.38	3,287,300	41,484	4,090.38	2,660,267	28,125	1,630.53	1,099,156	10,982
		広 葉 樹	く す	4.38	548	4							0.65	76		0.94	118	
			く め ぎ	78.88	10,734	6	30.24	4,165	1	12.40	1,697		26.63	3,445		5.63	728	
			い じ ゅ				1.12	141										
			も く ま お															
			そ の 他 広	7.81	992		7.24	904		7.39	978		4.50	577		4.47	535	
	広 計	91.06	12,274	10	38.59	5,210	1	19.79	2,675		31.78	4,098		11.04	1,381			
	育 成 単 層 林 計			8,203.62	4,177,645	68,055	7,343.73	4,066,131	57,446	5,518.16	3,289,975	41,484	4,122.16	2,664,365	28,125	1,641.57	1,100,537	10,982
	工 成 複 層 林	針 葉 樹	す ぎ	7.65	2,075	35	13.89	4,054	57	4.87	1,728	21	7.66	2,888	31	6.73	3,111	33
			ひ の き	5.67	1,138	19	1.34	330	4	1.02	221	3	0.26	69	1			
			ま つ															
			そ の 他 針															
			針 計	13.32	3,213	54	15.23	4,384	61	5.89	1,949	24	7.92	2,957	32	6.73	3,111	33
		広 葉 樹	く す															
			く め ぎ															
			い じ ゅ															
も く ま お																		
そ の 他 広																		
広 計																		
育 成 複 層 林 計			13.32	3,213	54	15.23	4,384	61	5.89	1,949	24	7.92	2,957	32	6.73	3,111	33	
人 工 林 計			8,216.94	4,180,858.00	68,109.00	7,358.96	4,070,515.00	57,507.00	5,524.05	3,291,924.00	41,508.00	4,130.08	2,667,322.00	28,157.00	1,648.30	1,103,648.00	11,015.00	
天 成 単 層 林	針 葉 樹	ま つ																
		そ の 他 針																
		針 計																
	広 葉 樹	く す																
		く め ぎ	48.35	7,088	10	27.86	4,013	3	13.32	1,979		15.74	2,051		5.90	750		
		い じ ゅ																
		も く ま お																
		そ の 他 広																
	広 計	48.35	7,088	10	27.86	4,013	3	13.32	1,979		15.74	2,051		5.90	750			
	育 成 単 層 林 計			48.35	7,088	10	27.86	4,013	3	13.32	1,979		15.74	2,051		5.90	750	
工 成 複 層 林	針 葉 樹	ま つ																
		そ の 他 針																
		針 計																
	広 葉 樹	く す																
		く め ぎ																
		い じ ゅ																
		も く ま お																
		そ の 他 広																
広 計																		
育 成 複 層 林 計																		
天 成 複 層 林	針 葉 樹	ま つ	1.08	279	1	5.23	1,337		22.08	5,368		30.73	7,870		16.57	4,552		
		そ の 他 針	0.22	123	2	5.77	3,319	50	0.17	40		0.05	24					
		針 計	1.29	402	3	10.99	4,656	50	22.25	5,408		30.78	7,894		16.57	4,552		
	広 葉 樹	く す				0.14	18								0.08	10		
		く め ぎ	16.37	2,368	4	10.43	1,323		3.86	486		5.41	704		2.16	274		
		い じ ゅ																
		も く ま お																
		そ の 他 広	2,750.34	358,969	473	3,052.07	399,882	147	3,125.27	398,070	105	3,139.41	400,812	5	2,415.82	300,699		
	広 計	2,766.71	361,337	477	3,062.64	401,223	147	3,129.13	398,556	105	3,144.82	401,516	5	2,418.06	300,983			
	天 然 生 林 計			2,768.00	361,739	480	3,073.64	405,879	197	3,151.38	403,964	105	3,175.59	409,410	5	2,434.63	305,535	
天 然 林 計			2,816	368,827	490	3,101	409,892	200	3,165	405,943	105	3,191	411,461	5	2,441	306,285		
竹 林																		
未 立 木 地 等																		
更 新 困 難 地																		
合 計			11,034.57	4,549,685.00	68,599.00	10,460.89	4,480,407.00	57,707.00	8,688.92	3,697,867.00	41,613.00	7,322.45	3,078,783.00	28,162.00	4,088.95	1,409,933.00	11,015.00	
再 掲 特 殊 樹 林	つ ば き								0.14	13								
	し ゃ り ん ば い																	

(注)1 表中の上段は複層林の下層を示す。

2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

資料:森林経営課

單位 面積:ha, 材積:m³, 竹:束, 生長量:m³

齡級16			齡級17			齡級18			齡級19			齡級20			齡級21以上		
面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
544.81	416,845	3,663	340.21	272,689	2,171	272.34	225,665	1,599	205.91	175,506	1,138	180.95	159,954	933	167.01	154,294	771
59.00	30,354	288	31.83	17,070	154	31.92	17,473	145	38.06	21,849	162	20.49	12,356	81	36.95	22,525	123
61.36	16,764		35.45	9,657		8.76	2,354		2.71	686		2.99	793		1.28	316	
												1.01	313		0.89	253	
665.17	463,963	3,951	407.48	299,416	2,325	313.03	245,492	1,744	246.68	198,041	1,300	205.44	173,416	1,014	206.13	177,388	894
0.23	29		0.41	52		0.29	34		0.36	46		5.08	600		5.41	686	
1.97	249		1.14	144		0.43	58										
0.62	91		1.47	168		3.94	486		0.84	84		2.83	332		10.38	1,306	
2.82	369		3.02	364		4.66	578		1.20	130		7.91	932		15.79	1,992	
667.98	464,332	3,951	410.50	299,780	2,325	317.69	246,070	1,744	247.88	198,171	1,300	213.35	174,348	1,014	221.92	179,380	894
4.46	1,747	15	1.28	619	5				0.16	109	1				0.97	459	2
															0.97	315	2
4.46	1,747	15	1.28	619	5				0.16	109	1				1.94	774	4
4.46	1,747	15	1.28	619	5				0.16	109	1				1.94	774	4
672.44	466,079.00	3,966.00	411.78	300,399.00	2,330.00	317.69	246,070.00	1,744.00	248.04	198,280.00	1,301.00	213.35	174,348.00	1,014.00	223.86	180,154.00	898.00
2.54	345		1.62	229													
2.54	345		1.62	229													
2.54	345		1.62	229													
9.94	2,899		2.07	582		14.88	3,534		0.05	16		0.19	45		0.16	38	
						0.44	233	1									
9.94	2,899		2.07	582		15.32	3,767	1	0.05	16		0.19	45		0.16	38	
0.96	121		0.21	26					0.18	25							
4.26	577		0.15	19		0.64	91										
1,442.38	180,896		772.98	96,598		780.13	98,708		401.04	49,562		312.74	38,296		474.93	59,251	
1,447.59	181,594		773.34	96,643		780.77	98,799		401.22	49,587		312.74	38,296		474.93	59,251	
1,457.53	184,493		775.41	97,225		796.10	102,566	1	401.27	49,603		312.93	38,341		475.09	59,289	
1,460	184,838		777	97,454		796	102,566	1	401	49,603		313	38,341		475	59,289	
2,132.51	650,917.00	3,966.00	1,188.81	397,853.00	2,330.00	1,113.79	348,636.00	1,745.00	649.31	247,883.00	1,301.00	526.27	212,689.00	1,014.00	698.95	239,443.00	898.00

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	83,902	76,909	45,070	31,839	47,547	44,937	2,610	47,475	44,865	2,610	72	72	0
	材 積	26,269	26,269	22,464	3,805	22,731	22,429	301	22,708	22,407	301	22	22	0
	成長量	390	390	376	14	379	376	3	379	375	3	0	0	0
普通林	面 積	68,932	62,619	37,960	24,659	40,065	37,877	2,188	40,021	37,833	2,188	44	44	-
	材 積	21,935	21,935	18,979	2,956	19,210	18,955	255	19,196	18,941	255	13	13	-
	成長量	331	331	320	11	322	320	3	322	319	3	0	0	-
制限林	面 積	14,969	14,291	7,110	7,180	7,483	7,060	422	7,455	7,032	422	28	28	-
	材 積	4,334	4,334	3,485	849	3,521	3,474	46	3,512	3,465	46	9	9	-
	成長量	59	59	56	3	57	56	1	57	56	1	0	0	-

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐採 跡地	未立 木地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広					
29,362	133	29,229	456	0	456	0	0	0	28,906	133	28,773	2,458	4,212	2,702	1,510	322
3,539	35	3,504	62	0	62	0	0	0	3,476	35	3,442	790	-	-	-	-
11	0	10	0	0	0	0	0	0	10	0	10	-	-	-	-	-
22,554	83	22,471	416	-	416	0	-	-	22,138	83	22,055	2,208	3,925	2,567	1,359	180
2,725	24	2,701	56	-	56	0	-	-	2,669	24	2,645	700	-	-	-	-
8	0	8	0	-	0	0	-	-	8	0	8	-	-	-	-	-
6,808	50	6,758	40	-	40	0	-	-	6,768	50	6,718	250	287	136	151	142
813	11	803	6	-	6	0	-	-	808	11	797	90	-	-	-	-
2	0	2	0	-	0	0	-	-	2	0	2	-	-	-	-	-

(3) 市町村別森林資源表

区 分		面積	立 木 地												
			総 数	総 数			人 工 林								
				総 数	針	広	総 数			育成単層林			育成複層林		
							総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面積	83,902	76,909	45,070	31,839	47,547	44,937	2,610	47,475	44,865	2,610	72	72	-	
	材積	26,269	26,269	22,464	3,805	22,731	22,429	301	22,708	22,407	301	22	22	-	
大	曾 於 市	面積	19,354	17,460	12,627	4,833	13,236	12,624	612	13,224	12,611	612	13	13	-
		材積	6,554	6,554	6,031	524	6,102	6,030	72	6,098	6,026	72	4	4	-
隅	旧 大 隅 町	面積	8,654	7,912	5,324	2,588	5,660	5,324	336	5,653	5,317	336	7	7	-
		材積	2,922	2,922	2,609	313	2,654	2,609	45	2,652	2,607	45	2	2	-
地	旧 財 部 町	面積	5,804	5,168	3,894	1,275	4,050	3,892	158	4,046	3,888	158	4	4	-
		材積	1,844	1,844	1,737	107	1,752	1,736	16	1,751	1,735	16	1	1	-
域	旧 末 吉 町	面積	4,896	4,379	3,409	970	3,526	3,408	118	3,524	3,406	118	2	2	-
		材積	1,788	1,788	1,685	103	1,696	1,685	11	1,695	1,684	11	1	1	-
振	志 布 志 市	面積	11,346	10,194	6,522	3,671	7,106	6,521	585	7,098	6,513	585	8	8	-
		材積	3,712	3,712	3,223	489	3,296	3,223	74	3,294	3,221	74	2	2	-
興	旧 松 山 町	面積	1,808	1,571	997	574	1,038	996	42	1,038	996	42	0	-	-
		材積	565	565	488	77	492	488	5	492	488	5	0	-	-
局	旧 志 布 志 町	面積	5,596	5,038	3,196	1,842	3,490	3,196	294	3,490	3,196	294	0	-	-
		材積	1,767	1,767	1,546	221	1,579	1,546	33	1,579	1,546	33	0	-	-
局	旧 有 明 町	面積	3,942	3,584	2,329	1,255	2,578	2,329	249	2,570	2,321	249	8	8	-
		材積	1,380	1,380	1,190	191	1,225	1,189	35	1,223	1,187	35	2	2	-
局	大 崎 町	面積	3,308	2,668	1,582	1,086	1,722	1,570	153	1,717	1,565	153	5	5	-
		材積	864	864	736	128	750	733	17	750	733	17	1	1	-
局	鹿 屋 市	面積	15,618	14,011	8,221	5,790	8,756	8,207	549	8,746	8,197	549	10	10	-
		材積	4,873	4,873	4,174	700	4,230	4,170	60	4,226	4,166	60	4	4	-
局	旧 鹿 屋 市	面積	6,505	6,065	3,589	2,476	3,898	3,582	316	3,898	3,582	316	0	-	-
		材積	2,196	2,196	1,898	299	1,931	1,896	35	1,931	1,896	35	0	-	-
局	旧 輝 北 町	面積	5,949	5,212	3,164	2,048	3,323	3,160	164	3,315	3,151	164	9	9	-
		材積	1,701	1,701	1,453	248	1,470	1,452	18	1,466	1,448	18	3	3	-
局	旧 串 良 町	面積	1,495	1,158	478	679	514	478	36	514	478	36	0	-	-
		材積	348	348	268	80	271	268	3	271	268	3	0	-	-
局	旧 吾 平 町	面積	1,669	1,577	991	586	1,021	987	34	1,020	986	34	1	1	-
		材積	628	628	556	72	559	555	4	558	555	4	0	0	-
局	垂 水 市	面積	8,847	8,545	4,012	4,532	4,118	3,966	152	4,116	3,964	152	2	2	-
		材積	2,644	2,644	2,085	560	2,087	2,070	17	2,087	2,070	17	1	1	-
局	東 串 良 町	面積	184	146	73	73	57	55	2	57	55	2	0	-	-
		材積	37	37	28	9	25	25	0	25	25	0	0	-	-
局	錦 江 町	面積	7,014	6,402	3,965	2,437	4,110	3,963	148	4,093	3,946	148	17	17	-
		材積	2,401	2,401	2,116	285	2,132	2,115	17	2,126	2,109	17	6	6	-
局	旧 大 根 占 町	面積	4,125	3,752	2,355	1,397	2,432	2,353	78	2,428	2,349	78	4	4	-
		材積	1,393	1,393	1,233	161	1,242	1,232	9	1,241	1,231	9	1	1	-
局	旧 田 代 町	面積	2,888	2,650	1,609	1,041	1,678	1,609	69	1,666	1,597	69	13	13	-
		材積	1,008	1,008	883	125	891	883	8	886	878	8	5	5	-
局	南 大 隅 町	面積	9,365	9,012	3,212	5,800	3,357	3,185	173	3,353	3,180	173	4	4	-
		材積	2,336	2,336	1,658	678	1,673	1,653	20	1,671	1,652	20	1	1	-
局	旧 根 占 町	面積	4,450	4,246	2,013	2,233	2,079	2,012	67	2,079	2,012	67	0	-	-
		材積	1,296	1,296	1,037	258	1,044	1,037	7	1,044	1,037	7	0	-	-
局	旧 佐 多 町	面積	4,915	4,766	1,199	3,568	1,278	1,173	106	1,274	1,169	106	4	4	-
		材積	1,041	1,041	621	420	628	616	12	627	615	12	1	1	-
局	肝 付 町	面積	8,867	8,473	4,856	3,616	5,084	4,848	236	5,071	4,835	236	14	14	-
		材積	2,846	2,846	2,413	433	2,434	2,409	25	2,430	2,406	25	3	3	-
局	旧 内 之 浦 町	面積	5,220	5,089	2,909	2,180	3,102	2,901	201	3,088	2,887	201	14	14	-
		材積	1,605	1,605	1,349	256	1,366	1,345	21	1,363	1,342	21	3	3	-
局	旧 高 山 町	面積	3,646	3,384	1,948	1,436	1,983	1,947	35	1,983	1,947	35	0	-	-
		材積	1,241	1,241	1,064	177	1,068	1,064	4	1,068	1,064	4	0	-	-

(注) 1 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐採 跡地	未立 木地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広					
29,362	133	29,229	456	-	456	0	-	-	28,906	133	28,773	2,458	4,212	2,702	1,510	322
3,539	35	3,504	62	-	62	0	-	-	3,476	35	3,442	790	-	-	-	-
4,223	3	4,220	259	-	259	0	-	-	3,965	3	3,962	486	1,392	1,036	356	17
452	0	451	38	-	38	0	-	-	414	0	413	148	-	-	-	-
2,252	0	2,252	257	-	257	0	-	-	1,995	0	1,995	271	454	311	144	16
268	0	268	38	-	38	0	-	-	230	0	230	67	-	-	-	-
1,119	2	1,117	1	-	1	0	-	-	1,118	2	1,116	102	533	424	109	-
92	0	92	0	-	0	0	-	-	92	0	92	41	-	-	-	-
853	1	852	1	-	1	0	-	-	852	1	851	113	404	301	103	0
92	0	92	0	-	0	0	-	-	92	-	92	41	-	-	-	-
3,087	1	3,086	52	-	52	0	-	-	3,035	1	3,035	287	857	571	286	8
415	0	415	7	-	7	0	-	-	408	0	408	93	-	-	-	-
533	1	533	10	-	10	0	-	-	524	1	523	54	181	142	40	1
72	0	72	1	-	1	0	-	-	71	0	71	19	-	-	-	-
1,548	0	1,548	3	-	3	0	-	-	1,545	-	1,545	95	456	311	145	6
188	0	188	0	-	0	0	-	-	187	-	187	31	-	-	-	-
1,006	0	1,006	39	-	39	0	-	-	967	0	967	137	219	118	101	2
156	0	155	6	-	6	0	-	-	149	0	149	43	-	-	-	-
945	12	933	8	-	8	0	-	-	937	12	925	377	219	105	114	45
114	3	111	1	-	1	0	-	-	113	3	110	125	-	-	-	-
5,255	15	5,240	110	-	110	0	-	-	5,145	15	5,131	673	864	478	386	70
643	3	639	14	-	14	0	-	-	629	3	626	213	-	-	-	-
2,168	7	2,161	87	-	87	0	-	-	2,081	7	2,074	192	238	91	147	11
265	2	264	11	-	11	0	-	-	255	2	253	49	-	-	-	-
1,888	4	1,884	23	-	23	0	-	-	1,866	4	1,861	289	390	295	95	59
231	1	230	3	-	3	0	-	-	228	1	227	95	-	-	-	-
644	0	644	0	-	-	0	-	-	644	-	644	148	189	66	123	-
77	0	77	0	-	-	0	-	-	77	-	77	51	-	-	-	-
555	3	552	0	-	-	0	-	-	555	3	552	45	47	25	21	0
70	1	69	0	-	-	0	-	-	70	1	69	18	-	-	-	-
4,427	47	4,380	1	-	1	0	-	-	4,426	47	4,379	36	136	32	105	130
557	14	543	0	-	0	0	-	-	557	14	542	15	-	-	-	-
90	18	71	0	-	-	0	-	-	90	18	71	22	15	0	15	-
12	4	9	0	-	-	0	-	-	12	4	9	10	-	-	-	-
2,292	2	2,290	8	-	8	0	-	-	2,284	2	2,282	186	422	366	56	4
269	0	268	1	-	1	0	-	-	268	0	268	75	-	-	-	-
1,320	2	1,318	1	-	1	0	-	-	1,319	2	1,317	104	270	233	36	1
152	0	152	0	-	0	0	-	-	152	0	151	38	-	-	-	-
972	0	972	7	-	7	0	-	-	965	0	965	82	153	133	20	4
117	0	117	1	-	1	0	-	-	116	0	116	37	-	-	-	-
5,655	27	5,628	13	-	13	0	-	-	5,642	27	5,614	176	140	75	65	36
664	5	659	1	-	1	0	-	-	663	5	657	30	-	-	-	-
2,167	1	2,166	6	-	6	0	-	-	2,161	1	2,160	92	107	71	35	5
252	0	251	0	-	0	0	-	-	251	0	251	19	-	-	-	-
3,488	26	3,462	7	-	7	0	-	-	3,481	26	3,455	84	34	4	30	31
412	5	408	1	-	1	0	-	-	412	5	407	12	-	-	-	-
3,388	8	3,380	7	-	7	0	-	-	3,382	8	3,374	215	167	39	128	12
412	4	408	1	-	1	0	-	-	411	4	408	80	-	-	-	-
1,987	7	1,979	4	-	4	0	-	-	1,983	7	1,975	77	43	6	36	12
239	4	235	0	-	0	0	-	-	239	4	235	20	-	-	-	-
1,401	0	1,401	3	-	3	0	-	-	1,399	0	1,398	138	124	33	91	-
173	0	173	0	-	0	0	-	-	173	0	173	59	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	83,902	76,909	45,070	31,839	47,547	44,937	2,610	47,475	44,865	2,610	72	72	0
	材 積	26,269	26,269	22,464	3,805	22,731	22,429	301	22,708	22,407	301	22	22	0
県有林	面 積	2,540	2,492	1,555	937	1,635	1,555	80	1,628	1,548	80	7	7	-
	材 積	832	832	721	110	730	721	9	728	720	9	1	1	-
市町村有林	面 積	7,027	6,793	4,157	2,637	4,397	4,119	278	4,370	4,092	278	27	27	-
	材 積	2,398	2,398	2,071	326	2,095	2,061	34	2,086	2,052	34	9	9	-
私有林	面 積	74,334	67,624	39,358	28,266	41,515	39,263	2,252	41,477	39,225	2,252	38	38	-
	材 積	23,040	23,040	19,671	3,368	19,905	19,647	259	19,894	19,635	259	11	11	-

(注) 1 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地		
天 然 林													総 数	要人 工植 栽地	更新 困難 地
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広				
29,362	133	29,229	456	0	456	0	0	0	28,906	133	28,773	2,458	4,534	4,212	322
3,539	35	3,504	62	0	62	0	0	0	3,476	35	3,442	790	-	-	-
856	0	856	1	-	1	0	-	-	855	-	855	5	44	15	28
102	0	102	0	-	0	0	-	-	102	-	102	2	-	-	-
2,396	38	2,358	26	-	26	0	-	-	2,370	38	2,332	44	190	133	56
302	10	293	3	-	3	0	-	-	299	10	289	8	-	-	-
26,109	95	26,014	429	-	429	0	-	-	25,680	95	25,585	2,410	4,300	4,063	237
3,134	25	3,110	59	-	59	0	-	-	3,075	25	3,051	780	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保 安 林												保 安 施 設	砂 防 指 定 地	国 立				
	水 源 かん 養 保安 林	土 砂 流 出 防 備 保安 林	土 砂 崩 壊 防 備 保安 林	飛 砂 防 備 保安 林	防 風 保 安 林	潮 害 防 備 保安 林	干 害 防 備 保安 林	落 石 防 止 保安 林	魚 つ き 保 安 林	航 行 保 安 林	保 健 保 安 林	風 致 保 安 林			計		特 別 保 護 地 区	第 1 種 特 別 地 域	第 2 種 特 別 地 域
総 数	6,128.51	1,771.47	551.52	156.34	29.24	3.21	51.88	4.65	192.09		35.48	4.00	8,928.39	(546.10)	1.98		(595.52)		
大 隅 地 域 振 興 局	曾 於 市	458.22	265.84	196.60			32.61				(18.86)		953.27	(61.62)					
	旧大隅町		138.71	86.36									225.07	(22.50)					
	旧財部町	440.18	80.58	67.20			7.41						595.37	(28.97)					
	旧末吉町	18.04	46.55	43.04				25.20			(18.86)		132.83	(10.15)					
	志布志市	350.30	175.37	67.96	26.81		0.74	4.59			(50.45)		625.77	(19.69)					
	旧松山町		39.46	19.48									58.94	(1.25)					
	旧志布志町	280.01	41.34	25.56	9.94		0.74	3.90			(41.00)		361.49	(5.77)					
	旧有明町	70.29	94.57	22.92	16.87			0.69			(9.45)		205.34	(12.67)					
	大崎町	95.86	42.29	32.29	109.38	2.04	(25.25)				(142.04)		315.46	(23.21)					
	鹿屋市	1,980.96	303.40	102.62		7.96	0.07	6.66	1.97			1.88		2,405.52	(363.50)				
	旧鹿屋市	460.58	87.45	45.73			0.07					1.88		595.71	(29.68)				
	旧輝北町	1,313.66	159.39	9.59		1.91		6.66						1,491.21	(328.83)				
	旧串良町		25.01	26.80		6.05								57.86	(1.26)				
	旧吾平町	206.72	31.55	20.50					1.97					260.74	(3.73)				
	垂水市	113.17	165.01	71.91									4.00	354.09	(27.08)			(25.00)	
	東串良町			3.03	19.81							(19.81)		22.84	(19.81)			57.92	
	錦江町	761.20	85.57	20.67		1.42	(0.06)	1.33	0.69	0.86		(17.68)		871.74	(33.93)				
	旧大根占町	295.52	64.12	12.49		1.42	(0.06)	1.33	0.69	0.86				376.43	(33.09)				
	旧田代町	465.68	21.45	8.18							(17.68)			495.31	(0.84)				
	南大隅町	325.56	170.92	23.79	0.34	12.48		2.32	0.51	154.59		(1.07)		690.51	(13.77)	(1.07)		(570.52)	
	旧根占町		142.83	5.61				2.32		15.17				165.93	(9.33)			(302.94)	
	旧佐多町	325.56	28.09	18.18	0.34	12.48		0.51	139.42			(1.07)		524.58	(4.44)	(1.07)		(267.58)	
	肝付町	2,043.24	563.07	32.65		(0.02)	5.34	1.07	5.70	1.48	36.64	(1,566.38)		2,689.19	(3.30)				
	旧内之浦町	1,999.28	502.08	12.71		5.34	1.07	5.70	1.48	36.64		(1,566.38)		2,564.30	(3.23)				
	旧高山町	43.96	60.99	19.94		(0.02)								124.89	(0.07)				
	小 計	6,128.51	1,771.47	551.52	156.34	29.24	3.21	51.88	4.65	192.09		35.48	4.00	8,928.39	(546.10)	1.98		(595.52)	

(注) 表中の () 書きの数値は左欄の制限林と重複する面積で外数である。

資料: 森林経営課

自然公園													自然環境保全地域	保鳥獣保護区による特別区	都市計画法による風致区	文化財保護法による史跡名勝天然記念物等に	急傾斜地崩壊危険区域	合計		
公園			国定公園				県立自然公園													
第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計							
(0.31)	(15.71)	(612.61)			(185.22)			(185.22)			(60.62)	(52.58)	(113.20)	(137.39)	(3.05)				(61.49)	(3,553.26)
123.97	66.95	1,805.57			150.17			150.17		0.10	73.54	175.26	248.90					9.11	363.61	14,965.65
																			(4.27)	(86.12)
																			70.56	2,102.82
																			(0.82)	(23.53)
																			35.15	702.60
																				(30.13)
																			8.33	939.43
																			(3.45)	(32.46)
																			27.08	460.79
					(26.81)			(26.81)											(3.33)	(100.82)
					24.76			24.76											66.38	1,048.34
																			(0.74)	(2.12)
																			16.98	190.10
					(9.94)			(9.94)											(2.44)	(59.15)
					19.04			19.04											29.25	463.02
					(16.87)			(16.87)											(0.15)	(39.55)
					5.72			5.72											20.15	395.22
					(136.09)			(136.09)											(0.48)	(330.01)
					26.33			26.33											15.86	428.60
												(28.57)	(28.57)						(9.28)	(421.25)
												24.80	24.80						54.11	3,052.30
												(28.57)	(28.57)						(9.28)	(67.53)
												24.80	24.80						49.96	715.20
																				(348.73)
																			2.90	1,896.66
																				(1.26)
																				92.19
																				(3.73)
																			1.25	348.25
		(25.00)																	(7.58)	(63.59)
		57.92																	39.59	1,012.76
					(19.81)			(19.81)												(39.62)
					19.11			19.11											0.23	1.26
																			(0.30)	(73.85)
												7.03	7.03						24.83	1,063.58
																			(0.30)	(33.45)
																			15.15	511.82
																				(40.40)
												7.03	7.03						9.68	551.76
(0.31)	(15.71)	(587.61)									(58.36)	(2.33)	(60.69)		(3.05)				(32.42)	(698.61)
123.97	66.95	1,747.65									55.64	53.45	109.09						70.91	3,094.72
	(15.52)	(318.46)										(2.33)	(2.33)						(4.53)	(334.65)
	60.03	1,021.58										53.45	53.45						13.76	1,557.70
(0.31)	(0.19)	(269.15)									(58.36)		(58.36)		(3.05)				(27.89)	(363.96)
123.97	6.92	726.07									55.64	55.64							57.15	1,537.02
					(2.51)			(2.51)			(2.26)	(21.68)	(23.94)	(137.39)					(3.83)	(1,739.39)
					79.97			79.97		0.10	10.87	97.01	107.98						8.88	20.11
											(2.26)	(21.68)	(23.94)	(137.39)					(3.83)	(1,736.79)
										0.10	10.87	97.01	107.98						19.65	2,820.53
					(2.51)			(2.51)											8.88	(2.60)
					79.97			79.97												0.46
(0.31)	(15.71)	(612.61)			(185.22)			(185.22)			(60.62)	(52.58)	(113.20)	(137.39)	(3.05)				(61.49)	(3,553.26)
123.97	66.95	1,805.57			150.17			150.17		0.10	73.54	175.26	248.90						9.11	363.61
																				14,965.65

(6) 樹種別材積表

単位：千m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹	総数
総数	19,253	2,963	237	10	354	3,451	26,270
人工林	19,253	2,963	207	6	270	31	22,731
天然林	-	-	30	4	84	3,420	3,539

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

(8) 荒廃地等の面積

単位:ha

区 分	荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数	931	4,405
曾 於 市	190	1,099
志 布 志 市	53	567
大 崎 町	26	159
小 計	269	1,825
鹿 屋 市	169	896
垂 水 市	383	491
東 串 良 町	5	24
錦 江 町	18	512
南 大 隅 町	35	316
肝 付 町	52	341
小 計	662	2,580

(注) 小計及び総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

資料:山地災害危険地区調査結果(令和3年度末)

(9) 森林の被害

単位 面積：ha, 材積：m³

種類	火				災				象				災				松くい虫				イノシシ			
	元年度		2年度		3年度		元年度		2年度		3年度		元年度		2年度		3年度		元年度		2年度		3年度	
年度	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	材積	材積	材積	面積	面積	面積
総数	5	0.17	7	0.21	11	0.69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	811	307	197	-	-	-
曾於市	1	0.06	5	0.09	6	0.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
志布志市	-	-	1	0.11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	657	130	70	-	-	-
大崎町	-	-	-	-	2	0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	120	100	-	-	-
小計	1	0.06	6	0.20	8	0.30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	807	250	170	-	-	-	
鹿屋市	3	0.08	1	0.01	1	0.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
垂水市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	18	5	-	-	-
東串良町	-	-	-	-	1	0.18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
錦江町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
南大隅町	-	-	-	-	1	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
肝付町	1	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	21	-	-
小計	4	0.11	1	0.01	3	0.39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	57	27	-	-	-	

(注)面積は、実損面積である。
資料：森づくり推進課(森林被害報告年報)

(10) 防火線等の整備状況
該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位:戸

区 分	総 数	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
総 数	6,229	5,002	754	345	125	3
曾 於 市	2,203	1,750	280	126	45	2
志 布 志 市	1,037	847	109	71	10	-
大 崎 町	344	281	37	17	9	-
小 計	3,584	2,878	426	214	64	2
鹿 屋 市	1,122	902	148	53	19	-
垂 水 市	193	159	22	10	2	-
東 串 良 町	25	19	3	2	1	-
錦 江 町	576	439	77	37	22	1
南 大 隅 町	310	268	30	7	5	-
肝 付 町	419	337	48	22	12	-
小 計	2,645	2,124	328	131	61	1

資料:2010年世界農林業センサス(平成24年2月)

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総 数	222	30,021	86	5,195	136	24,827	
曾 於 市	31	10,352	14	978	17	9,374	
志 布 志 市	64	4,888	26	534	38	4,354	
大 崎 町	21	1,217	9	155	12	1,062	
小 計	116	16,457	49	1,667	67	14,790	
鹿 屋 市	42	4,770	12	601	30	4,170	
垂 水 市	18	1,855	7	77	11	1,778	
東 串 良 町	0	0					
錦 江 町	15	1,015	4	370	11	645	
南 大 隅 町	8	840	2	80	6	761	
肝 付 町	23	5,084	12	2,401	11	2,683	
小 計	106	13,565	37	3,528	69	10,037	

(注)1 四捨五入の関係により総数と内訳は一致しない場合がある。

2 複数市町村にまたがる森林経営計画の件数は、それぞれの市町村に計上してある。

3 公有林と私有林を併せて1計画としている場合があることにより、総数と内訳の計は、一致しない場合がある。

資料:森林経営課(令和3年度末現在)

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 件数:件 面積:ha

区 分	経 営 管 理 権		経 営 管 理 実 施 権		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	10	5.03	0	0	
曾 於 市	—	—	—	—	
志 布 志 市	5	3.09	—	—	
大 崎 町	—	—	—	—	
鹿 屋 市	3	0.80	—	—	
垂 水 市	1	1.06	—	—	
東 串 良 町	—	—	—	—	
錦 江 町	1	0.08	—	—	
南 大 隅 町	—	—	—	—	
肝 付 町	—	—	—	—	

(注)1 四捨五入の関係により総数と内訳の計は一致しない場合がある。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

(ア) 森林組合

単位 員数:人, 金額:千円, 面積:ha

区 分		組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 職 員 数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 (または組合経営) 森 林 面 積
総 数		4	27,813	55	469,515	59,795
森 林 組 合	曾 於 市	曾 於 市	7,312	17	183,900	12,489
	大 崎 町	曾 於 地 区	7,338	16	97,185	14,957
	鹿 屋 市 (旧 輝 北 町)					
	志 布 志 市					
	鹿 屋 市 (除 旧 輝 北 町)	大 隅	12,305	15	169,422	29,617
	垂 水 市					
	東 串 良 町					
	肝 付 町 (旧 高 山 町)					
	錦 江 町	内 之 浦	858	7	19,008	2,732
	南 大 隅 町					
肝 付 町 (旧 内 之 浦 町)						

資料: 令和2事業年度森林組合の概況(令和4年2月)

(イ) 生産森林組合

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区 分		組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 職 員 数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 (または組合経営) 森 林 面 積
総 数		-	-	-	-	-
生 産 森 林 組 合	曾 於 市	-	-	-	-	-
	志 布 志 市	-	-	-	-	-
	大 崎 町	-	-	-	-	-
	鹿 屋 市	-	-	-	-	-
	垂 水 市	-	-	-	-	-
	東 串 良 町	-	-	-	-	-
	錦 江 町	-	-	-	-	-
	南 大 隅 町	-	-	-	-	-
肝 付 町	-	-	-	-	-	

資料: 令和2事業年度森林組合の概況(令和4年2月)

イ 事業内容及び活動状況

区分	組合名	販		売		林		産		加		工		購		買		森		林		整		備	
		m ³ 一般用材	m ³ パルプ材 その他	m ³ 主伐	m ³ 間伐	m ³ 製材品	m ³ チップ	千本 山行苗木	Kg 肥料	ha 新植	ha 保育														
総数	4	23,617	33,907	135,384	25,978	7,358	13,089	1,185	9,420	524	2,060														
曾於市	曾於市	21,208	33,336	67,041	907	7,358	13,089	688	3,165	309	997														
大崎町																									
鹿屋市(旧輝北町)	曾於地区	606	-	47,967	17,599	-	-	308	5,640	94	523														
志布志市																									
鹿屋市(除旧輝北町)																									
垂水市																									
東串良町	大隅	787	571	12,963	7,472	-	-	132	570	99	411														
肝付町(旧高山町)																									
錦江町																									
南大隅町																									
肝付町(旧内之浦町)	内之浦	1,016	-	7,413	-	-	-	57	45	22	129														

資料：令和2事業年度森林組合の概況(令和4年2月)

(5) 林業事業体等の現況

単位:事業体数

区 分	素材生産業	素材市場	木材・木製品製造業			備考
			製材業	プレカット加工	集成材加工	
総 数	67	5	34	3	1	
曾 於 市	16	2	8	1	-	
志 布 志 市	13	1	3	-	-	
大 崎 町	3	-	4	-	-	
小 計	32	3	15	1	-	
鹿 屋 市	15	1	9	2	-	
垂 水 市	4	-	-	-	-	
東 串 良 町	-	-	1	-	-	
錦 江 町	7	-	1	-	-	
南 大 隅 町	5	-	2	-	-	
肝 付 町	4	1	6	-	1	
小 計	35	2	19	2	1	

(注)製材業にはチップ工場も含む

資料:森林経営課(令和2年度末), かがしま材振興課(令和3年度末)

(6) 林業労働力の概況

ア 森林組合作業班の就業日数別作業員数

単位 実人員:人 延日数:日

区 分	組 合 名	59日以下		60～149日		150～209日		210日以上		合 計	
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総 数	4	9	243	17	1,754	11	1,977	123	32,080	160	36,054
曾 於 市	曾 於 市	7	178	6	616	3	543	52	14,326	68	15,663
大 崎 町	曾 於 地 区	-	-	-	-	3	507	26	6,817	29	7,324
鹿屋市(旧輝北町)											
志 布 志 市											
鹿屋市(除旧輝北町)	大 隅	2	65	3	252	3	537	30	7,327	38	8,181
垂 水 市											
東 串 良 町											
肝付町(旧高山町)											
錦 江 町											
南 大 隅 町											
肝付町(旧内之浦町)	内 之 浦	-	-	8	886	2	390	15	3,610	25	4,886

資料: 令和2事業年度森林組合の概況(令和4年2月)

イ 森林組合作業班員の年齢別構成

単位 人数:人

市 町 村 別	組 合 名	30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		合 計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	4	30	-	17	1	19	1	36	2	52	2	154	6
曾 於 市	曾 於 市	8	-	5	-	12	1	16	2	24	-	65	3
大 崎 町	曾 於 地 区	11	-	5	-	1	-	7	-	5	-	29	-
鹿屋市(旧輝北町)													
志 布 志 市													
鹿屋市(除旧輝北町)	大 隅	8	-	2	1	5	-	7	-	14	1	36	2
垂 水 市													
東 串 良 町													
肝付町(旧高山町)													
錦 江 町													
南 大 隅 町													
肝付町(旧内之浦町)	内 之 浦	3	-	5	-	1	-	6	-	9	1	24	1

資料: 令和2事業年度森林組合の概況(令和4年2月)

ウ 市町村別素材生産業者数(生産規模別)

単位:事業体

区 分	総 数	生 産 量 規 模 別			
		500m ³ 未満	500～ 2,000m ³	2,000～ 5,000m ³	5,000m ³ 以上
総 数	67	28	8	13	18
曾 於 市	16	8	-	3	5
志 布 志 市	13	6	1	2	4
大 崎 町	3	2	-	1	-
小 計	32	16	1	6	9
鹿 屋 市	15	4	4	3	4
垂 水 市	4	3	1	-	-
東 串 良 町	-	-	-	-	-
錦 江 町	7	3	-	2	2
南 大 隅 町	5	1	2	2	-
肝 付 町	4	1	-	-	3
小 計	35	12	7	7	9

資料:森林経営課(令和2年度末)

(7) 林業機械化の概況

単位 数量:台 :セット(索道)

機 械 種 名		適 用	数 量	備 考
索道	索道重量式		-	
	索道動力式		3	
集材機	小型集材機	動力10PS未満	2	
	大型集材機	動力10PS以上	11	
モノケーブル		ジグザグ集材施設	-	
リモコンウィンチ		リモコン, ラジコンによる可搬式木寄せ機	-	
自走式搬器			9	
モノレール		懸垂式含む	-	
運 材 車		動力20PS未満のもの	8	
		動力20PS以上のもの	16	
ホイールタイプ [°] トラクタ		林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	-	
クローラタイプ [°] トラクタ		上記でクローラタイプのもの	-	
育林用トラクタ		主として地拵え等の育林作業用	-	
フォークリフト			11	
フォークローダ			-	
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン, ホイルクレーン等	-	
	運材機能あり	クレーン付きトラック	5	
グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	32	
	運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	12	
トラクタショベル		搬出, 育林用等に係る土工用	-	
ショベル系掘削機械		搬出, 育林用等に係る土工用	5	
チェーンソー			200	
チェーンソーリモコン装置		リモコンチェーンソー架台	-	
刈 払 機		携帯式刈払機	176	
植 穴 堀 機			1	
動 力 枝 打 機		自動木登り式	-	
		背負い式等の上記以外のもの	-	
苗畑用トラクタ			2	
樹木粉碎機		伐倒木, 伐根, 枝条等を粉碎する機械	2	
フェラーバンチャ		立木を伐倒, 集積する自走式機械	-	
スキ ッ ダ		索引式集材専用のトラクタ	1	
プ ロ セ ッ サ		枝払い・玉切りする自走式機械	32	
ハ ー ベ ス タ		伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	14	
フ ォ ワ ー ダ		積載式集材専用車両	45	
タ ワ ー ヤ ー ダ		元柱を具備した自走式機械	-	
ス イ ン グ ヤ ー ダ		簡易索張方式に対応し, かつ旋回可能なブームを装備する機械	9	
その他の高性能林業機械		従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能林業機械	21	
グ ラ ッ プ ル ソ ー		巻立・玉切り自走式機械	4	

資料:森林技術総合センター(令和3年3月31日現在)

(8) 作業路網等の整備の概況
市町別作業道及び作業路線延長

単位:m

区 分	H29	H30	R元	R2	R3
総 数	28,377	26,968	24,111	25,537	18,735
曾 於 市	—	200	—	—	—
志 布 志 市	980	860	1,000	—	—
大 崎 町	—	—	—	884	—
小 計	980	1,060	1,000	884	0
鹿 屋 市	1,548	—	—	1,362	2,025
垂 水 市	—	—	905	4,220	2,817
東 串 良 町	—	—	—	—	—
錦 江 町	2,165	3,065	5,602	1,740	1,320
南 大 隅 町	7,472	7,261	3,970	7,920	—
肝 付 町	16,212	15,582	12,634	9,411	12,573
小 計	27,397	25,908	23,111	24,653	18,735

資料: 森林経営課, かごしま材振興課

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位：ha

農用地	住宅，工場等敷地（太陽光発電施設を含む）	道路，ダム敷地	その他	合計
4	194	27	180	404

- (注) 1 農用地は，田，畑，樹園地及び採草放牧地である。
 2 その他は森林計画図の地籍入替等による面積更新である。
 3 四捨五入の関係により合計と内訳は一致しない場合がある。

(2) 森林以外より森林への異動

単位：ha

原野	農用地	その他	合計
3	9	434	445

- (注) 1 農用地は，田，畑，樹園地及び採草放牧地である。
 2 その他は森林計画図の地籍入替等による面積更新である。
 3 四捨五入の関係により合計と内訳は一致しない場合がある。

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha, 材積：千m³

区分		1 分期 5 年		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	2,234	2,504	2,540	2,436	2,410	2,429	2,460	2,490	
		針葉樹	2,162	2,420	2,455	2,349	2,323	2,342	2,373	2,403	
		広葉樹	72	84	85	87	87	87	87	87	
	主 伐	総 数	1,906	2,218	2,290	2,291	2,291	2,291	2,291	2,291	2,291
		針葉樹	1,834	2,134	2,205	2,204	2,204	2,204	2,204	2,204	2,204
		広葉樹	72	84	85	87	87	87	87	87	87
	間 伐	総 数	328	286	250	145	119	138	169	199	
		針葉樹	328	286	250	145	119	138	169	199	
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	
造林 面積	総 数	3,109	3,732	4,121	4,098	4,093	4,092	4,088	4,090		
	人工造林	2,096	2,622	3,180	3,180	3,180	3,180	3,180	3,180		
	天然更新	1,013	1,110	941	918	913	912	908	910		

(2) 分期別期首資源表

区 分		面						
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級		
第Ⅰ	総 数		76,909	3,841	1,957	3,428	5,368	
	人工林	総 数	47,547	2,658	1,314	2,329	2,725	
		育成単層林	47,475	2,655	1,314	2,327	2,722	
		育成複層林	72	3		2	3	
	分期	天然林	総 数	29,362	1,184	643	1,100	2,643
			育成単層林	456	1	19	14	109
			育成複層林					
			天然生林	28,906	1,182	624	1,086	2,534
	第Ⅱ	総 数		76,951	6,119	2,662	2,178	3,990
		人工林	総 数	47,530	4,665	2,127	1,389	2,377
育成単層林			47,312	4,612	2,125	1,387	2,368	
育成複層林			218	53	2	2	9	
分期		天然林	総 数	29,420	1,454	535	789	1,613
			育成単層林	524	68	13	14	31
			育成複層林	508		12	38	89
			天然生林	28,388	1,386	510	737	1,493
第Ⅲ		総 数		77,021	8,506	3,840	1,891	3,051
		人工林	総 数	47,532	7,403	2,657	1,254	1,989
	育成単層林		47,158	7,290	2,653	1,253	1,978	
	育成複層林		374	114	3	1	11	
	分期	天然林	総 数	29,488	1,102	1,184	636	1,062
			育成単層林	603	147	1	19	14
			育成複層林	1,065		14	65	132
			天然生林	27,820	955	1,169	553	916
	第Ⅳ	総 数		77,109	9,353	6,119	2,567	1,896
		人工林	総 数	47,552	8,158	4,664	2,038	1,136
育成単層林			47,031	8,034	4,611	2,033	1,128	
育成複層林			520	124	53	4	8	
分期		天然林	総 数	29,557	1,194	1,454	529	760
			育成単層林	683	159	68	13	14
			育成複層林	1,624		16	81	155
			天然生林	27,250	1,035	1,371	435	592
第Ⅴ		総 数		77,203	9,572	8,506	3,645	1,591
		人工林	総 数	47,575	8,357	7,403	2,466	977
	育成単層林		46,940	8,231	7,290	2,460	970	
	育成複層林		635	126	114	6	7	
	分期	天然林	総 数	29,628	1,215	1,102	1,179	614
			育成単層林	765	162	147	1	19
			育成複層林	2,180		87	89	168
			天然生林	26,682	1,053	868	1,089	427

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

單位 面積：ha 材積：千m3

積							材積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
14,411	21,494	16,010	6,221	2,303	1,176	699	26,269
9,556	15,576	9,654	2,321	729	461	224	22,731
9,548	15,547	9,640	2,310	728	461	222	22,708
8	29	14	11	1	0	2	22
4,856	5,918	6,356	3,901	1,573	714	475	3,539
197	76	29	8	2			62
4,658	5,842	6,327	3,892	1,572	714	475	3,476
8,527	18,564	18,007	10,837	3,194	1,696	1,176	26,904
4,722	13,191	11,845	5,300	994	519	401	22,827
4,706	13,147	11,794	5,270	986	517	400	22,722
16	43	50	30	9	2	2	105
3,805	5,373	6,162	5,538	2,200	1,177	775	4,077
190	141	41	22	4			65
164	205						72
3,451	5,026	6,121	5,516	2,196	1,177	775	3,940
4,896	12,653	18,618	14,075	5,665	2,114	1,711	26,193
2,343	7,959	12,908	7,950	1,906	599	564	22,115
2,330	7,910	12,817	7,890	1,883	594	562	21,940
13	49	91	60	23	5	3	175
2,553	4,694	5,710	6,125	3,759	1,515	1,147	4,077
109	197	76	29	8	2		67
303	443	108					152
2,141	4,054	5,526	6,096	3,751	1,514	1,147	3,858
3,549	7,536	15,746	15,347	9,500	2,896	2,602	25,398
1,993	3,865	10,568	9,431	4,185	784	729	21,317
1,975	3,829	10,468	9,328	4,130	771	723	21,071
18	36	100	103	56	13	5	246
1,556	3,671	5,177	5,916	5,314	2,112	1,873	4,082
31	190	141	41	22	4		71
359	675	338					233
1,166	2,806	4,698	5,874	5,292	2,108	1,873	3,778
2,653	4,403	10,786	15,542	11,997	5,063	3,445	24,558
1,627	1,936	6,257	10,063	6,131	1,463	895	20,470
1,610	1,916	6,179	9,926	6,041	1,432	885	20,170
18	20	78	137	90	30	10	300
1,026	2,467	4,529	5,479	5,866	3,600	2,550	4,088
14	109	197	76	29	8	2	77
338	789	601	108				310
675	1,569	3,730	5,295	5,837	3,592	2,548	3,701

(2) 分期別期首資源表

区 分		面						
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級		
第VI 分期	総 数		77,297	9,630	9,353	5,909	2,022	
	人工林	総 数	47,599	8,401	8,158	4,475	1,511	
		育成単層林	46,857	8,275	8,034	4,419	1,499	
		育成複層林	742	126	124	56	12	
	天然林	総 数	29,698	1,229	1,194	1,434	512	
		育成単層林	847	164	159	68	13	
		育成複層林	2,729		47	268	185	
		天然生林	26,122	1,066	988	1,098	314	
	第VII 分期	総 数		77,391	9,633	9,572	7,999	2,913
		人工林	総 数	47,622	8,403	8,357	6,902	1,780
育成単層林			46,768	8,277	8,230	6,782	1,765	
育成複層林			854	126	126	120	15	
天然林		総 数	29,769	1,229	1,215	1,097	1,133	
		育成単層林	929	164	162	147	1	
		育成複層林	3,271		84	453	196	
		天然生林	25,568	1,066	970	496	935	
第VIII 分期		総 数		77,481	9,615	9,630	8,752	4,636
		人工林	総 数	47,642	8,386	8,401	7,568	3,247
	育成単層林		46,668	8,260	8,275	7,434	3,174	
	育成複層林		974	126	126	133	74	
	天然林	総 数	29,839	1,229	1,229	1,184	1,389	
		育成単層林	1,011	164	164	159	68	
		育成複層林	3,804		92	276	649	
		天然生林	25,024	1,066	974	749	672	
	第IX 分期	総 数		77,566	9,594	9,632	8,950	6,108
		人工林	総 数	47,656	8,365	8,403	7,743	5,030
育成単層林			46,558	8,239	8,277	7,606	4,879	
育成複層林			1,099	126	126	137	152	
天然林		総 数	29,910	1,229	1,229	1,207	1,077	
		育成単層林	1,093	164	164	162	147	
		育成複層林	4,328		102	439	798	
		天然生林	24,489	1,066	963	606	132	

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

單位 面積：ha 材積：千m3

積							材積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
1,633	3,138	6,604	13,052	12,798	8,213	4,945	23,681
897	1,628	3,052	8,075	7,138	3,131	1,133	19,584
886	1,606	3,007	7,947	7,009	3,063	1,113	19,232
11	22	46	128	129	69	21	352
736	1,510	3,552	4,977	5,660	5,082	3,811	4,097
14	31	190	141	41	22	4	85
320	742	828	338				387
402	737	2,534	4,497	5,619	5,060	3,807	3,624
1,331	2,308	3,974	9,124	12,794	10,134	7,609	22,920
734	1,309	1,575	4,756	7,547	4,528	1,731	18,815
725	1,287	1,551	4,661	7,383	4,420	1,687	18,406
10	21	24	95	164	108	44	409
597	1,000	2,399	4,367	5,248	5,606	5,878	4,105
19	14	109	197	76	29	10	95
308	600	922	601	108			464
270	386	1,369	3,569	5,064	5,577	5,868	3,546
1,598	1,426	2,813	5,838	10,857	10,709	11,606	22,295
1,099	706	1,334	2,401	6,080	5,303	3,117	18,183
1,081	693	1,308	2,347	5,928	5,151	3,018	17,713
18	13	26	54	152	152	99	470
499	720	1,479	3,437	4,777	5,406	8,489	4,112
13	14	31	190	141	41	26	106
305	498	818	828	338			540
181	209	630	2,419	4,297	5,365	8,463	3,466
2,377	1,143	2,053	3,635	7,846	10,689	15,540	21,778
1,286	557	1,069	1,301	3,640	5,673	4,590	17,658
1,261	544	1,044	1,273	3,529	5,483	4,423	17,124
24	13	25	28	111	190	167	534
1,091	586	983	2,334	4,205	5,016	10,950	4,120
1	19	14	109	197	76	39	118
290	419	648	922	601	108		615
800	148	321	1,304	3,407	4,832	10,911	3,387

6 その他

(1) 持続的伐採可能量

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安
7 2 2

注1 記載する材積は立木材積である。

注2 市町村森林整備計画のゾーニングにおける下記の区域を集計した。

- ・ 公益的機能別施業森林以外であり、木材等生産機能維持増進森林である森林
- ・ 水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林

(2) 用語の解説

地域森林計画の公告・縦覧に当たり、この中で使われている専門的用語についてなるべくわかりやすく解説したものである。

《あ》

育成単層林（いくせいたんそうりん）

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒ 樹冠）

育成複層林（いくせいふくそうりん）

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒ 択伐，樹冠）

育成複層林導入（いくせいふくそうりんどうにゅう）

林内に既に更新樹が生育している森林を、保育又は間伐により天然林が25%以上占める状態へ誘導すること。（⇒ 更新，保育，間伐）

《か》

皆伐（かいばつ）

主伐の一種で、一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採すること。（⇒ 主伐）

快適環境形成機能（かいてきかんきょうけいせいきのう）

夏の気温低下などの気候緩和や汚染物質吸収などの大気浄化，騒音防止などの諸機能。

快適環境形成機能維持増進森林（かいてきかんきょうけいせいきのういじぞうしんしんりん）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く，諸被害に対する抵抗性が高い森林で，快適環境形成機能の高度発揮が特に求められる森林。

かき起こし（かきおこし）

天然更新を行うための補助作業の一つで、稚樹の定着を促進するために、ササ等の林床植生を剥ぎ取る作業。（⇒ 天然更新，林床）

刈り出し（かりだし）

天然更新を行うための補助作業の一つで、ササ等の被圧により天然更新目的樹種の更新が阻害されることを防ぐため、成長を妨げるササ、草、つる、不用低木を刈り払う作業。

刈払い（かりはらい）

造林地の幼樹の生育を妨げる雑草木を除去すること。下刈りと同じ。（⇒下刈り）

間伐（かんばつ）

林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に間断的に行われる作業。（⇒除伐，主伐）

木取り

製材において、丸太の形（直径，曲がり，偏心率）や欠点の有無（節，腐れ，割れ）などの性状から採材可能な製材品の種類を判断し，適切な鋸断順序で製材すること。

形状比（けいじょうひ）

樹高(H)を胸高直径(D)で割った値(H/D)をいい，樹幹の形状を示す物差しの一つである。この値が大きいほど細く長い幹なので風害などに対する抵抗力が小さくなる。

原木（げんぼく）

製材，合板，パルプ等の原材料として用いられる丸太。（丸太に近い状態に加工された木材を含む。）

公益的機能別施業森林（こうえきてききのうべつせぎょうしんりん）

水源涵養，山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には，「水源涵養機能維持増進森林」，「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」並びに「保健機能維持増進森林」に区分される。

（⇒水源涵養機能維持増進森林，山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林，
快適環境形成機能維持増進森林，保健機能維持増進森林）

更新（こうしん）

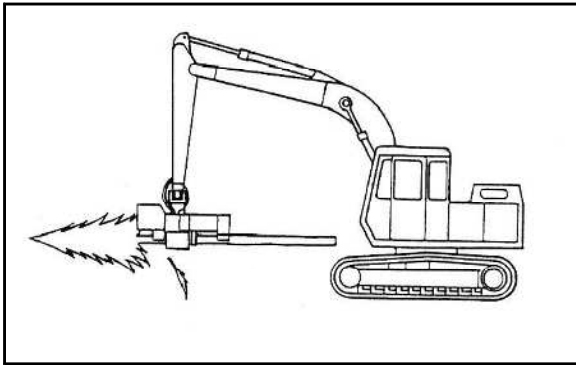
森林を伐採利用した後，人為又は天然力により新たな樹木が生育すること。

更新困難地（こうしんこんなんち）

岩石地，風衝地など伐採すると更新が難しい森林。（⇒風衝地，更新）

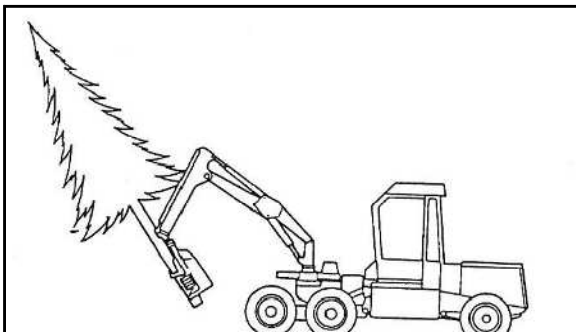
高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

プロセッサ、ハーベスタ及びスイングヤード等、林業用の多工程処理機械の総称。



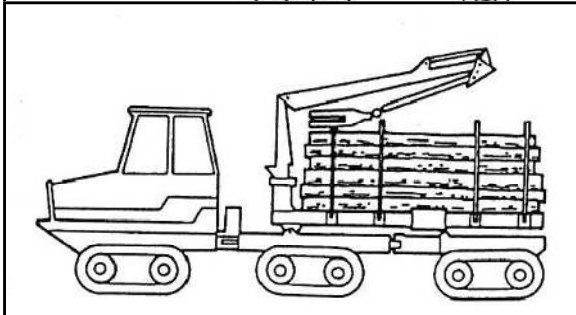
プロセッサ（造材機）

林道や土場などで、全木集材した材を枝払い、玉切り、集積する多工程機械。



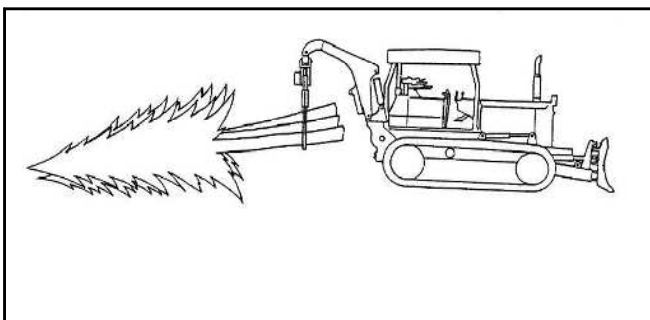
ハーベスタ（伐倒造材機）

立木を伐倒し、枝払い、玉切り、集積する多工程機械。



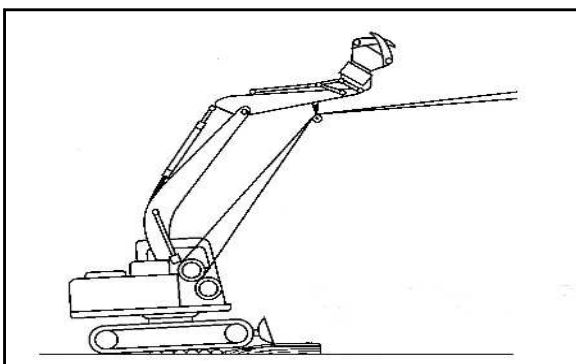
フォワーダ（積載集材車両）

玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ車両系機械。荷台に丸太を積み込むためのグラップルローダを装備している。



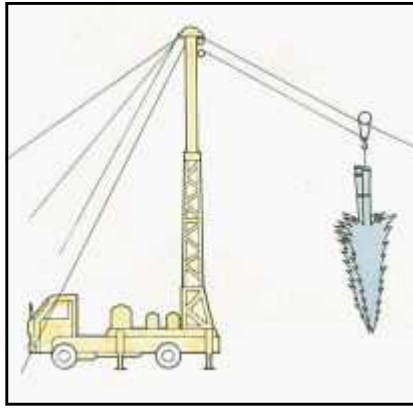
スキッド（牽引集材車両）

丸太を牽引集材する集材専用のトラック。足回りはクローラ式とホイール（車輪）式があり、県内ではT30等のホイール式が普及している。



スイングヤード（旋回ブーム式タワー付き集材機）

主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機械。建設用ベースマシンに2胴の集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。



タワーヤーダ(集材機)

鉄製支柱と集材装置を要し，自走などにより移動性が容易で，架線の架設撤去を容易にした急傾斜地用の架線系集材機械。

5条森林（ごじょうしんりん）

森林法第5条で定める地域森林計画の対象森林で，自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域の土地利用の状況から判断して，森林として利用することがふさわしい民有林をいう。（⇒ 地域森林計画）

コンテナ苗（こんてななえ）

特殊な形のコンテナ容器を使って育てた根鉢（土）付きの苗。根づきが良好で，初期成長が速く真夏や土が凍結する時期を除けば常時植えることができる。

《 さ 》

最多密度（さいたみつど）

間伐されずにひどく混み合った林分では，成長に伴って劣勢木が枯死してくる。これは自然間引きといわれる現象で，林分は，林木の大きさに応じて林木が生存しうる最多の本数密度に一定の限界をもっており，この関係を表したものが最多密度曲線である。（⇒ 間伐）

山地災害防止機能・土壌保全機能

（さんちさいがいぼうしきのう・どじょうほぜんきのう）

自然現象等による土砂崩壊，土砂流出，落石等の山地災害の発生のほか，表面浸食等山地の荒廃化を防止し，土壌を保持するなどの諸機能。

山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林

（さんちさいがいぼうし・どじょうほぜんきのういじぞうしんしんりん）

下層植生が生育するための空間が確保され，適度な光が射し込み，下層植生とともに樹木の根が深く発達し，土壌を保持する能力に優れた森林で，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮が特に求められる森林。

CLT（直交集成板）（しーえるていー（ちよっこうしゅうせいばん））

一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品

地ごしらえ（じごしらえ）

植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。（⇒天然更新）

自走式搬器（じそうしきはんき）

動力を内蔵した搬器型集材機械であり、人工林の間伐あるいは天然林の択伐等の少量の木材搬出に用いられる。（⇒間伐，択伐）

持続可能な森林経営（じぞくかのうなしんりんけいえい）

森林を生態系として捉え、その生態系の健全性を維持し、活力を利用して、人々の多様なニーズ（たとえば、木材、木製品、水、食料、燃料、余暇、野生生物の生息地、景観、炭素の吸収・貯蔵源等）に永続的に応えることが可能となるよう森林を取り扱うこと。

下刈り（したがり）

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後5～7年間、毎年春から夏の間に行われる。（⇒刈払い）

指定施業要件（していせぎょうようけん）

保安林の指定目的を達成するため定められる森林施業上の条件。①立木の伐採方法（禁伐，択伐，皆伐の区分），②立木の伐採の限度（面積，材積），③伐採後の植栽方法，期間及び樹種，について指定される。（⇒保安林，森林施業，択伐，皆伐）

指導林家（しどうりんか）

森林・林業に関する優れた技術や知識を有し、地域の模範となる林業経営を行うとともに、林業後継者の育成に理解と熱意をもって指導力を発揮する林業者（41歳以上）を知事が認定する。

現在本県では、指導林家48人が活動している。（令和4年4月1日現在）

指導林業士（しどうりんぎょうし）

森林・林業に関する優れた技術や知識を有し、林業後継者の育成に理解と熱意をもって指導力を発揮する林業者（41歳以上）を知事が認定する。

現在本県では、指導林業士100人が活動している。（令和4年4月1日現在）

集成材（しゅうせいざい）

ラミナ（集成材を構成する板材）を繊維方向に互いに平行にして、長さ，幅，厚さの各方向に接着した製品。

収量比数（しゅうりょうひすう）

現在の立木の単位面積当たりの材積と、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達成しうる最大の単位面積当たりの材積との比をいう。現在の林分が、その林分が持ちうる最大の材積に対して、どの位であるかを割合で表したもので、林分の混み具合を示す指標となる。

樹冠（じゅかん）

樹木の枝と葉の集まり，クローネ。（⇒林冠）

樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

林木の生育状態を示す密度。おおむね20㎡の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。10分の5以下を疎，10分の6から10分の8を中，10分の9以上を密としている。

受光伐（じゅこうばつ）

複層林などを造成する場合に，下層木が成長できるように，陽光を調整するために行う伐採のこと。

主伐（しゅばつ）

利用期に達した樹木を伐採し，収穫すること。間伐と異なり，伐採後，次の世代の樹木の更新を行う。（⇒間伐，更新）

除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に，下刈りを終了してから，植栽木の枝葉が残り，互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。（⇒下刈り）

人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽，種子の播き付け，挿し木などの人為的な方法により森林を造成すること。

森林GIS（地理情報システム）

森林の位置・形状等の図面情報と林齢，樹種，蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理し，これらの情報について，検索や分析を行うとともに，様々な地図，帳簿等を出力することができるシステム。（⇒林齢）

森林施業（しんりんせぎょう）

森林を維持造成するための伐採，造林，保育などの諸行為を適正に組み合わせ，目的に応じた森林の取り扱いをすること。（⇒保育）

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が，単独又は共同で，自らが所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として自発的に作成する伐採や造林等の実施に関する5年間の計画。路網の整備状況等を勘案して市町村等が認定。森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立することを目的としたもの。

森林の機能（しんりんのきのう）

森林がもっている様々な”はたらき”のことで，木材生産等機能の経済的機能と，水源涵養機能，山地災害防止機能・土壌保全機能，快適環境形成機能，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性保全機能の公益的機能に大きく区分されている。（⇒木材生産等機能，公益的機能別施業森林）

森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）

森林・林業基本法に定められた森林・林業政策の基本理念である，森林の有する多面的機能の発揮，林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けて，森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，同法に基づき政府がたてる計画。具体的には関係者の取り組むべき課題を明らかにした上で，森林の有する多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用の目標を設定するとともに，関連施策を示している。

森林・林業基本法（しんりん・りんぎょうきほんほう）

森林に対する国民の要請の多様化，林業を取り巻く情勢の変化等に伴い，木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し，国民的合意の下に政策を進めていくため，「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」という森林・林業施策についての基本理念を明らかにしつつ，その実現を図るための基本となる事項を定めた法律。

森林作業道（しんりんさぎょうどう）

林道規定によらない道で，森林の作業のために特定の者が継続的に利用する施設であり，主として林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度の小型トラックの走行を予定するもの。

森林整備推進協定（しんりんせいびすいしんきょうてい）

民有林と国有林が連携して森林整備を推進するための協定。隣接する森林に森林共同施業団地を設定し，森林整備実施計画を定め，民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進していくことを目的としたもの。

（協定地：H31.3鹿児島地域・南薩地域，H27.2日置市，R2.1出水地域，R3.3始良西部地域，H27.8鹿屋市一円，H30.3肝付町岸良地域，H30.10肝付町北方地域，R3.3屋久島地域）

森林経営プランナー（しんりんけいえいぶらんなー）

森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し，小規模森林所有者の森林を取りまとめ施業の実施に関する合意形成を図る人材。現在本県には272名いる。（令和4年3月31日現在）

水源涵養機能（すいげんかんようきのう）

降雨時における河川流量の増水ピークを分散させる洪水防止機能と干天時期においても河川流量を一定以上に維持し，渇水を緩和する機能を合わせた機能。

水源涵養機能維持増進森林（すいげんかんようきのういじぞうしんしんりん）

下層植生とともに樹木の根の発達により，水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で，水源涵養機能の高度発揮が特に求められる森林。

水土保持（すいどほぜん）

災害に強い国土基盤の形成，良質な水の安定供給を確保する観点。

制限林（せいげんりん）

保安林，保安施設地区内の森林をはじめ法令により立木の伐採に制限がある森林。
（⇒ 保安林，保安施設地区）

青年林業士（せいねんりんぎょうし）

地域林業の担い手として意欲的に林業に従事し，地域の林業振興への寄与が期待されている若手の林業従事者等（44歳以下）を一定の研修を受けた後，知事が認定する。現在本県では，125人が活動している。（令和4年4月1日現在）

生物多様性保全機能（せいぶつたようせいほぜんきのう）

遺伝子保全や生物種保全，生態系保全など根源的な諸機能

素材（そざい）

丸太及び杣角（そまかく）の総称であり，原木ともいう。

杣角：立木の伐採後，現地で玉伐った丸太の四方を削って隅に丸味を残して角材としたもの。

《 た 》

択伐（たくばつ）

主伐の一種で森林内の成熟木の一部を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。（⇒ 主伐）

団粒構造（だんりゅうこうぞう）

適潤から湿性な森林土壌の表層に発達し，比較的柔らかで丸味があり，押すとすぐつぶれ，パンくず状を呈する。有機物が多く，通気，透水性に優れており，この構造が発達する土壌は林木の成長が良好である。

地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

地域森林計画は，森林法第5条の規定に基づき，知事が全国森林計画に即してたてる10年間の計画で，民有林の森林整備の目標，伐採・造林等の計画量を定めるとともに，市町村森林整備計画策定の指針，基準等を示すものである。

長伐期施業（ちょうばつきせぎょう）

通常の伐採年齢（例えばスギの場合35～40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢で伐採を行う施業。（⇒ 林齢）

適地適木（てきちてきぼく）

人工林を仕立てる場合，または林種を転換して収穫量を上げるために，その土壌に最も適した樹種を選んで植栽すること。

天然下種更新（てんねんかしゅこうしん）

自然に落ちた”たね”が林地で発芽した稚樹による更新（ヒノキ，マツ林などで行われている。）（⇒ 更新）

天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下，発芽して成長する場合（天然下種更新）と，木の根株から発芽（萌芽）して成長する場合（萌芽更新）などがある。

天然生林（てんねんせいりん）

主として，天然力を活用することにより成立させ，維持する施業が行われている森林。

特定広葉樹（とくていこうようじゅ）

風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹。

特定保安林（とくていほあんりん）

保安林の機能を十分発揮していないものについて「特定保安林」として指定し，必要な森林施業や治山事業等を計画的に実施し，所期の機能を発揮できる森林状態に整備していく。（⇒保安林，森林施業）

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

森林・原野において生産（採取）される産物のうち一般の木材を除くもの。代表的なものとして，きのこ類，山菜，竹（タケノコ），椿実等がある。

《 な 》

2条森林（にじょうしんりん）

森林の定義を示しており，木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹，また木竹の集団的な生育に利用される土地をいう。

《 は 》

伐期（ばっき）

木材の伐採・収穫の時期。

伐採種（ばっさいしゅ）

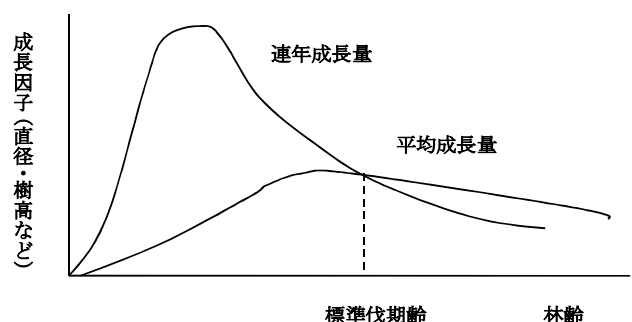
主伐における伐採方法をいい，一般的に皆伐，漸伐，択伐に区分する。

（⇒主伐，皆伐，漸伐，択伐）

標準伐期齢（ひょうじゅんばっきれい）

主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし，森林の有する公益的機能，既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた地域における標準的な主伐の林齢。（⇒平均成長量，主伐，林齢）

図1 成長曲線模式図



風衝地（ふうしょうち）

常時、風にさらされて樹木の生育環境が厳しい場所。

複層林施業（ふくそうりんせぎょう）

森林を構成する林木を部分的に伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、樹齢、樹高の異なる複数の樹冠層を有する森林を造成する施業。（⇒ 樹冠）

普通林（ふつうりん）

民有林のうち制限林以外の森林をいう。保安林、保安施設地区など、法令で立木の伐採規制のある森林を除いた森林。（⇒ 制限林、保安林、保安施設地区）

文化機能（ぶんかきのう）

景観（ランドスケープ）・風致や生産・労働体験の場、自然とのふれあいなど学習・教育、また、芸術、伝統文化、地域の多様性（風土形成）などの諸機能。

プレカット

建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。大工・技能者不足への対応、部材加工コストの低減化、住宅の工期短縮等を図ることが可能となる。

平均成長量（へいきんせいちょうりょう）

材積を林齢で割った1年あたりの平均の林木の成長量。（⇒ 林齢）

保安施設（ほあんしせつ）

水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防備、飛砂の防備等の目的を達成するため行う森林造成又は森林の維持に必要な施設の工事。

保安施設地区（ほあんしせつちく）

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合、その事業を行うに必要な限度で、森林、原野その他の土地を指定した地区。（⇒ 保安林）

保安林（ほあんりん）

水資源の涵養、土砂の流出、魚つき、保健・風致などの目的を達成するために森林法第25条に基づいて、農林水産大臣または知事が指定した森林をいう。

保育（ほいく）

植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。（⇒ 下刈り、除伐）

萌芽更新（ぼうがこうしん）

立木を伐採した後に切株からでる萌芽を育て、後継樹とする。クヌギ、コナラなど萌芽力の強い広葉樹に対して行われており、しいたけ原木林及び薪炭林施業に採用されている。

保健・レクリエーション機能（ほけん・れくりえーしょんきのう）

リハビリテーションなどの療養や休息，リフレッシュ，散策，森林浴などの保養，また，行楽，スポーツなどのレクリエーションなどの諸機能。

保健機能維持増進森林（ほけんきのういじぞうしんしんりん）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され，多様な樹種等からなり，住民等に憩いと学びの場を提供し，また，史跡・名勝と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し，原生的な森林生態系，貴重な生物種が生育・生息している森林で，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性機能の高度発揮が特に求められる森林。（⇒保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性機能）

保護樹帯（ほごじゅたい）

伐採箇所において，伐採後の林地保全，幼齢造林地を強風等から保護するため，伐採を行わず残しておく帯状の森林。

《ま》

無立木地（むりゅうぼくち）

通常，樹木が生立していない林地をいうが，国有林野経営規程では，林種を立木地と無立木地に分け，無立木地をさらに伐採跡地と未立木地に区分し，樹冠の投影面積が20%以下の林地を無立木地と規定し，民有林では同じく30%以下としている。

（⇒樹冠）

芽かき（めかき）

萌芽更新を行った箇所において，目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし，それ以外はかきとる作業。（⇒萌芽更新）

木材等生産機能維持増進森林（もくざいとうせいさんきのういじぞうしんしんりん）

林木の生育が良好な森林で，地形，地理等から効率的な森林の施業が可能な森林

《や》

要整備森林（ようせいびしんりん）

保安林の機能の確保を図るため，造林，保育，伐採その他の施業を早急を実施する必要があると認められる森林。（⇒特定保安林，保育）

《ら》

流域森林・林業活性化センター

（りゅういきしんりん・りんぎょうかつせいかせんたー）

流域森林・林業活性化協議会における関係者間の調整，合意形成の促進等を通じ，森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。流域内の市町村，森林，林業，木材産業の関係者等からなる。

林冠（りんかん）

樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態。この場合，日光を地表に通さないような状態を閉鎖林，うっ閉林ともいう。隣接樹との間がある状態は疎

林冠という。(⇒ 樹冠)

林業労働力確保支援センター

(りんぎょうろうどうりょくかくほしえんせんたー)

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施、無利子資金の貸付、高性能林業機械の貸付、委託募集の実施等を通じて、新規参入の促進と林業事業体の事業の合理化、雇用管理の改善を支援することとしている。(⇒ 高性能林業機械)

林床(りんしょう)

森林の中の地表面。太陽光線が届きにくいので、そこに適応した植物が生育する。

林小班(りんしょうはん)

①林班、②準林班、③小班から成る一連番号をいう。

①林班：原則として字界又は天然地形をもってその面積がおおむね50haとなるように設定。②準林班：おおむね5haを基準として設定。③小班：原則として森林所有者及び地番により設定。

林相(りんそう)

森林を構成する樹種、林冠の疎密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。(⇒ 林齢)

林道改築(りんどうかいちく)

既設林道の構造について全線的に質的向上を図ること。

林道改良(りんどうかいりょう)

既設林道の輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、その局部的構造の質的向上の整備を実施すること。

林道密度(りんどうみつど)

単位森林面積当たりの林道延長のことで、m/haの単位で表す。林道延長を対象とする森林面積で除したもの。

林業専用道(りんぎょうせんようどう)

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車(10トン積程度のトラック)や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。(⇒ 森林作業道)

林内相対照度(りんないそうたいしょうど)

林外の光をさえぎるものがない場所の照度(太陽光量；ルクス)に対する、林内の照度の比を%であらわしたもの。複層林を造成するときの林内の相対照度は20%必要と言われている。

林内道路密度（りんないどうろみつど）

単位森林面積当たりの道路延長のことで、m/haの単位で表す。林内道路延長には、林道のほか市町村道等の公道を含む。

林内路網密度（りんないろもうみつど）

単位森林面積当たりの路網密度のことで、m/haの単位で表す。路網延長には、林道、作業道（路）等の一時的な作業用道路のほか市町村道等の公道を含む。

林分密度管理図（りんぶんみつどかんりず）

林分は密度（本数）によって、林木の肥大成長（直径）に違いがでてくる。この関係には、上層木平均樹高ごとに一定の法則性がある。この法則のもとに密度管理の計画、伐採の目安、林分成長の予測を示した図を林分密度管理図という。

林齢（りんれい）

森林又は林木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。

齢級（れいきゅう）

林齢を一定の幅でくくったもの。5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。（⇒林齢）

列状間伐（れつじょうかんばつ）

間伐作業の低コスト化を図るため、伐採や搬出に都合がよいように列状に間伐を行う方法。（⇒間伐）

連年成長量（れんねんせいちょうりょう）

ある林齢の前後1年間の林木の成長量。（⇒林齢）

路網整備等推進区域（ろもうせいびとうすいしんくいき）

林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して効率的な森林施業を推進する箇所で、市町村森林整備計画で定められる。